

名古屋市公報	令和元年11月27日 第30号
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長 発行人 名古屋市長	

目次	ページ
告 示 ○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について (緑土・緑地管理課) (第387号) 2 ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課) (第388号) 3 ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更 (健福・保護課) (第389号) 6 ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第390号) 8 ○ 生活保護法による医療機関の指定 (健福・保護課) (第391号) 11 ○ 生活保護法による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第392号) 12 ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (健福・保護課) (第393号) 13 ○ 生活保護法による施術機関の指定 (健福・保護課) (第394号) 16 ○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について (観光・名古屋城総合事務所) (第395号) 17 ○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について (緑土・緑地管理課) (第396号) 19 ○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第397号) 21	
監 査 公 表 ○ 令和元年監査公表 (第4号) 22	
外 部 監 査 公 表 ○ 令和元年外部監査公表 (第2号) 73	
公 告 ○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告 (住都・建築指導課) 76 ○ 土地改良区の役員の就任の公告 (緑土・都市農業課) 77	

名古屋市告示第 387号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和元年11月19日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

荒池下公園	天白区荒池二丁目	図面天白 135 の区域	平成22年10月 1日
-------	----------	-----------------	-------------

」

を

「

荒池下公園	天白区荒池二丁目	図面天白 135 の区域	平成22年10月 1日
土原が丘公園	天白区土原一丁目	図面天白 136 の区域	令和元年11月19日

」

に改めます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 388号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和元年11月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
せんだファミリー クリニック	名古屋市千種区北千種二丁目 5番30 号	令和元年 8月 1日
こころからだクリ ニック	名古屋市千種区今池一丁目 2番 7号	令和元年10月 1日
元中村眼科	名古屋市中村区元中村町 1丁目 5番 地の 3	令和元年10月 1日
かくむクリニック	名古屋市南区鳴尾一丁目29番地	令和元年 8月 1日
梅が丘内科とアレ ルギーのクリニッ	名古屋市天白区梅が丘五丁目2603番 地	令和元年 8月 1日

ク		
---	--	--

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
葵デンタルデザインオフィス	名古屋市東区葵一丁目17番14号	平成30年 7月 1日
ミュウデンタルクリニック	名古屋市西区南川町 225番地	平成30年11月 1日
医療法人とみた歯科クリニック	名古屋市守山区大森一丁目2412番地	平成31年 4月 1日
ひょうたん山歯科	名古屋市守山区長栄13番10号	令和元年 9月17日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
フラワー薬局砂田橋店	名古屋市東区砂田橋一丁目 1番10号	令和元年 9月 1日
大栄堂薬局	名古屋市瑞穂区彌富通 1丁目27番地	令和元年 9月 1日
かまつか調剤薬局	名古屋市瑞穂区釜塚町 1丁目45番地	令和元年 9月 1日
MNつばめ薬局	名古屋市中川区新家一丁目 608番地	令和元年10月 1日
ちいさな木薬局	名古屋市緑区大高町字石ノ戸21番地	令和元年10月 1日
そよかぜ薬局天白店	名古屋市天白区高島二丁目1808番地	令和元年 9月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
g o o d 訪 看 リ ハ ビ リ ス テ ー シ ョ ン	名古屋市中村区森末町 1丁目58番地	令和元年 9月 1日
訪問看護ステーシ ョンクオーレ	名古屋市中村区森田町 3丁目 5番21 号	令和元年 9月 1日
大同みどり訪問看 護ステーション	名古屋市緑区鳴海町字矢切37番地	令和元年 9月 1日
訪問看護ステーシ ョンデューン名東	名古屋市名東区明が丘 113番地	令和元年10月 1日
訪問看護ステーシ ョンMG K24	名古屋市天白区元八事五丁目85番地	令和元年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 389号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和元年11月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	川上内科整形外科	
所 在 地	旧	名古屋市西区南川町30番地
	新	名古屋市西区南川町 112番地の 1
変 更 年 月 日	令和元年 8月19日	

医 療 機 関 名	偕行会セントラルクリニック	
所 在 地	旧	名古屋市中川区中島新町三丁目2518番地
	新	名古屋市中川区法華一丁目 206番地
変 更 年 月 日	令和元年 9月 1日	

2 訪問看護

医 療 機 関 名	訪問看護ステーションりぽっけ
-----------	----------------

所在地	旧	名古屋市千種区今池四丁目 1番11号
	新	名古屋市千種区内山二丁目 6番14号
変更年月日		平成31年 1月 1日

医療機関名	旧	ナースコール緩和ケアセンター
	新	ナースコール徳川
所在地	旧	名古屋市東区徳川一丁目 511番地
	新	名古屋市東区山口町 2番18号
変更年月日		令和元年 9月 1日

医療機関名		訪問看護ステーションパラソル
所在地	旧	名古屋市天白区表山二丁目2204番地
	新	名古屋市天白区中平三丁目 405番地
変更年月日		平成30年12月 6日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 390号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年11月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人総合麻里 メディカルD r . MAR I C L I N I C m o z o 院	名古屋市西区二方町40番地	平成31年 4月30日
山口クリニック	名古屋市緑区浦里四丁目87番地	平成30年 7月 1日
梅が丘内科とアレ ルギーのクリニッ ク	名古屋市天白区梅が丘五丁目2603番 地	令和元年 8月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
葵デンタルデザインオフィス	名古屋市東区葵一丁目17番14号	平成30年 7月 1日
ミュウデンタルクリニック	名古屋市西区南川町 225番地	平成30年11月 1日
しろもとデンタルクリニック	名古屋市中区錦三丁目 5番 4号	令和元年 7月 1日
とみた歯科クリニック	名古屋市守山区大森一丁目2412番地	平成31年 4月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
フラワー薬局砂田橋店	名古屋市東区砂田橋一丁目 1番10号	令和元年 9月 1日
こできグリーン薬局	名古屋市東区古出来一丁目 1番 2号	令和元年 8月31日
フラワー薬局太閤店	名古屋市中村区太閤三丁目 7番 3号	令和元年 9月 1日
フラワー薬局金山店	名古屋市中区金山四丁目 6番19号	令和元年 9月 1日
エグチ薬局天白植田店	名古屋市天白区植田三丁目 807番地	令和元年10月 1日
そよかぜ薬局天白店	名古屋市天白区高島二丁目1808番地	令和元年 9月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
訪問看護ステーションMG K24	名古屋市緑区左京山 451番地の 2	令和元年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 391号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年11月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
日比クリニック	名古屋市港区辰巳町41番15号	令和元年 7月28日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 392号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年11月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
せんだファミリー クリニック	名古屋市千種区北千種二丁目 5番30 号	令和元年 8月 1日
日比クリニック	名古屋市港区辰巳町41番15号	令和元年 7月28日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 393号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年11月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
G A R O鍼灸マッ サージ施術所	名古屋市瑞穂区西ノ割町 2丁目32番 地の 1	令和元年 9月13日
金沢 秀光		
G A R O鍼灸マッ サージ施術所	名古屋市瑞穂区西ノ割町 2丁目32番 地の 1	令和元年 8月24日
山口 智史		
なごみ鍼灸接骨院	名古屋市昭和区石仏町 1丁目15番地	令和元年10月 1日

川口 哲平	の 1	
-------	-----	--

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
大島治療院	名古屋市西区南堀越一丁目12番 6号	令和元年 9月25日
大島 直也		
G A R O鍼灸マッ サージ施術所	名古屋市瑞穂区西ノ割町 2丁目32番 地の 1	令和元年 9月13日
金沢 秀光		
出張専門	名古屋市中川区打中二丁目 262番地	令和元年10月 1日
水谷 大輝		
G A R O鍼灸マッ サージ施術所	名古屋市瑞穂区西ノ割町 2丁目32番 地の 1	令和元年 8月24日
山口 智史		
なごみ鍼灸接骨院	名古屋市昭和区石仏町 1丁目15番地 の 1	令和元年10月 1日
川口 哲平		

3 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		

なごみ鍼灸接骨院	名古屋市昭和区石仏町 1丁目15番地 の 1	令和元年10月 1日
川口 哲平		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 394号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年11月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
楽生鍼灸マッサー ジ院	名古屋市中村区名駅五丁目 6番18号	令和元年10月 1日
林 郁昌		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
楽生鍼灸マッサー ジ院	名古屋市中村区名駅五丁目 6番18号	令和元年10月 1日
林 郁昌		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 395号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

令和元年11月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

名城公園名古屋城

2 変更内容

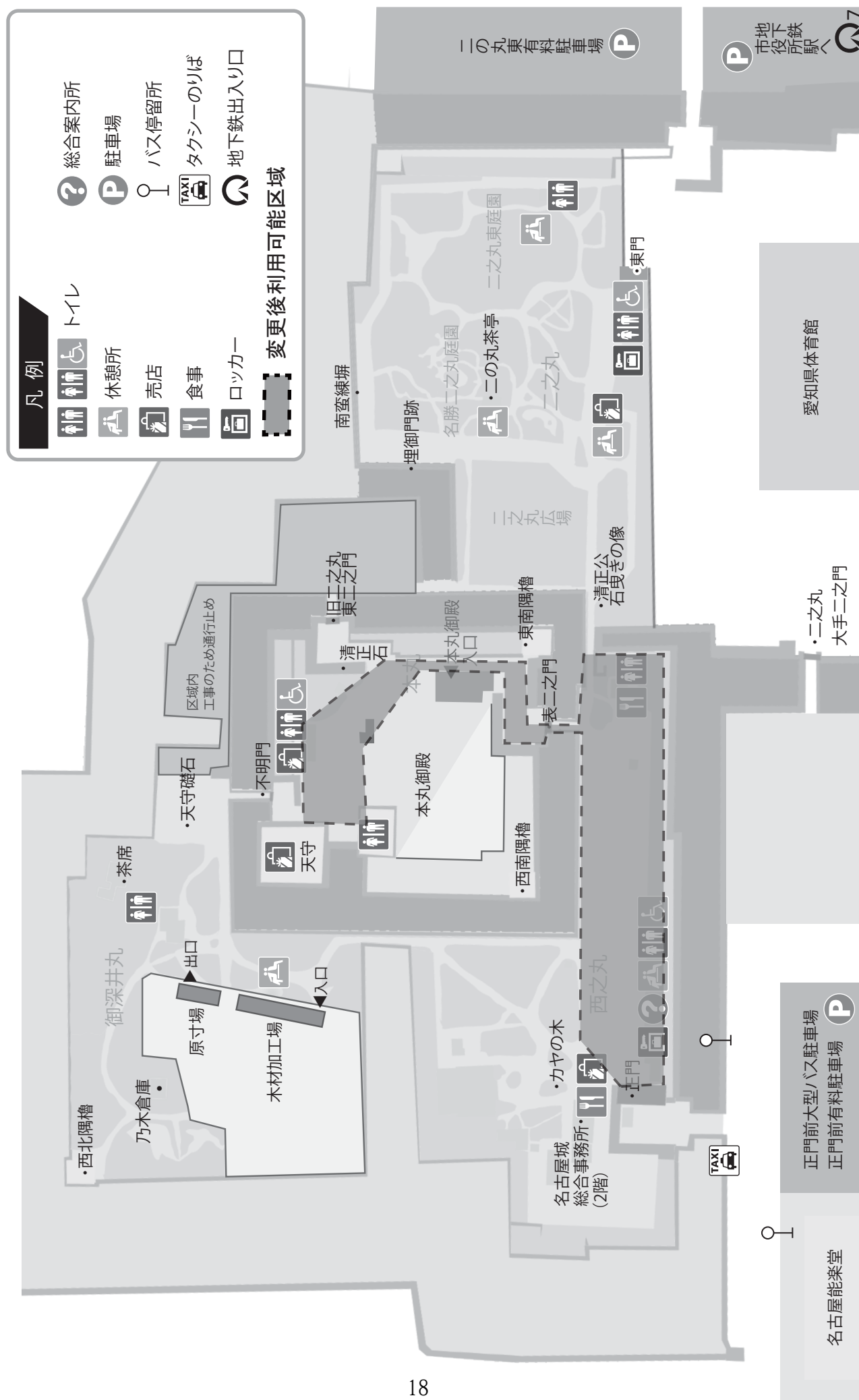
令和元年12月14日から同月28日まで及び令和 2年 1月 2日から同月13日までの供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 4時30分まで及び午後 6時から午後 8時30分まで」とします。

3 その他

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第 5条の規定により、上記変更時間のうち午後 6時から午後 8時30分までの利用区域を別図のとおり制限します。

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

(別図) 変更後利用区域図



名古屋市告示第 396号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和元年11月22日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

米野公園	中村区黄金通 2丁目、3丁目、権現通 3丁目、大正町 4丁目、5丁目	図面中村62の区域	平成31年 5月 1日
------	------------------------------------	-----------	-------------

」

を

「

米野公園	中村区黄金通 2丁目、3丁目、権現通 3丁目、大正町 4丁目、5丁目	図面中村62の区域	令和元年 5月 1日
一里山東公園	中村区岩塚町字一里山	図面中村63の区域	令和元年11月23日

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和元年11月23日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 397号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年11月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

平成30年 3月27日 29指令住開指第 275号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市中村区岩塚町字一里山 1番 1、 1番 5、 1番19及び 1番20

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市中区錦二丁目13番30号

J R 西日本プロパティーズ株式会社

中部支社長 加藤千明

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

令和元年監査公表第 4 号

地方自治法第 199 条第12項の規定に基づき市長等から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和元年11月19日

名古屋市監査委員	中 里 高 之
同	橋 本 ひろき
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

平成30年監査公表第 2号関係分（平成30年 5月18日公表）

教育委員会

（令和元年 8月31日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1	指定管理業務に係る事業計画書及び事業報告書について 各指定管理者との間で締結された協定書により、指定管理者は年度の開始までに事業計画書を教育委員会に提出することとされている。そして、業務の一部を第三者に委託又は更に再委託する場合は、事業計画書のなかで業務委託の計画を示して事前に教育委員会の承諾を受けることとされている。また、年度終了後、指定管理者は事業報告書を提出することとされており、このなかで第三者委託状況報告書による業務委託の実施状況の報告や収支計算書による収支状況の報告が行われている。なお、指定管理者には所管課であるスポーツ振興課から事業計画書及び事業報告書の作成例が提供されている。 今回の監査において指定管理者から提出を受けた事業計画書や事業報告書を確認したところ、指定管理者分の監査結果で述べたように、業務委託の実施について以下のような事例が見受けられた。 ア 事業計画書に記載はあるが、事業報告書では記載が漏れているもの イ 事業計画書、事業報告書のいずれにも記載がないもの ウ 事業計画書に記載がなく、一方、事業報告書には記載があるが受託者名が誤っているもの エ 事業計画書において委託する業務の名称が誤って記載されているもの	本件は、本来、指定管理者の管理運営状況を市が適正に把握すべきであったところ、認識が甘かったため、提出された事業計画書及び事業報告書についての確認が不十分であったことに起因します。 そのため、事業報告書につきましては、その提出時期に合わせ、一部様式等の見直しを行いました。報告書作成の際に指定管理者が判断に迷うものや誤って記載しがちなものをなくすため、記載例の充実を図りました。また、基本業務にかかるものと自主事業にかかるものの区分けをわかりやすくするため、様式に新たな欄を設けるなど、混在を防止しました。 様式等の変更及びその趣旨については、スポーツ施設における全ての指定管理者を対象とする平成30年度第 4回指定管理者連絡会議（平成31年 1月実施）において指定管理者に周知し、平成30年度事業報告書（提出時期：令和元年 5月）から反映させました。 外部委託につきましては、平成30年10月に指定管理者から外部委託状況を報告させ、事業計画書の記載事項との突合を行い、一致することを確認しました。 事業報告書の提出を受け、外部委託に関する記載について、事業計画書と相違ないか確認しました。また、収支計算書につきましても、基本事業と自主事業に係る収支が正しく区分されているか確認を行いました。 また、モニタリング及びヒアリングの際は、これまでより書類等の確認を強化し、指導を徹底しています。 （スポーツ振興課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	（天白スポーツセンター 指定管理者：愛知スイミング・大成共同事業体） なお、事例ア、ウ、エについては、事業計画書と事業報告書の内容を突合すれば容易に発見できたと考えられる。 また、事業報告書に含まれる収支計算書において、以下のように一部に不備がある事例が見受けられた。 オ 同一の支出について、予算額と決算額で異なる項目に計上していた。 （総合体育館 指定管理者：名古屋市総合体育館NK共同事業体） カ 基本業務^{（注1）}の収入である広告料収入に、自主事業^{（注2）}として実施している複写機利用サービスの収入が計上されていた。 （千種スポーツセンター及び東スポーツセンター 指定管理者：株式会社JPN） キ 基本業務の収入である広告料収入が自主事業の収入として計上されていた。 （千種スポーツセンター 指定管理者：株式会社JPN） ク 収支計算書の内訳に記載された外部委託相手先及び賃借料の品目に誤りがあった。 （天白スポーツセンター 指定管理者：愛知スイミング・大成共同事業体） ケ 自主事業に区分するとされている独自備品の購入に係る支出が、基本業務の支出として計上されていた。 （天白スポーツセンター 指定管理者：愛知スイミング・大成共同事業体）		

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	さらに、事業計画書及び事業報告書の作成例を確認したところ、収支計算書において、名古屋市国民健康保険ヘルスアップ助成事業に係る負担金（注³⁾）や、指定管理者が変更となった際の前指定管理者が収入した現指定管理期間分の利用料金収入の精算金について、計上する収入の項目が明示されておらず、指定管理者が独自に判断して計上している状況であった。スポーツ振興課によれば、計上の有無も含め項目の整理はされていないとのことである。 業務委託の適否を含め指定管理者の業務水準が仕様書（注⁴⁾）に定める水準に達していない場合、指定管理者に対し指導や是正勧告を行う必要があることや、次期指定管理者の選定における仕様内容や選定条件の改善を行うために現指定管理者の管理運営状況を正確に評価する必要があることから、その基礎となる事業計画書及び事業報告書は正確に作成されていなければならない。 そのため、スポーツ振興課においては、指定管理者の管理運営状況を確実に把握できるよう事業計画書及び事業報告書の記載事項を整理し、指定管理者が判断に迷うことなく書類の作成ができる環境を整備されたい。 また、スポーツ振興課の職員が各指定管理施設へ直接赴き実地調査、指導を行っているにもかかわらず、今回、事業計画書及び事業報告書の記載について、多数の漏れや誤りが見受けられ、指定管理者の管理運営状況を適正に把握できない状況となっていた。提出された事業計画書及び事業報告書について、記載内容に誤りや不十分な点はないか、収支計算書については基本業務と自主事業に係る収支が正しく区分されているかなど、確認をより厳密に行われたい。 さらに、指定管理者が正確な書類の作成及び仕様書に基づいた管理運営を		

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	行うことができるよう、指定管理者への指導を徹底されたい。 （スポーツ振興課） （注 1）公の施設の管理者としての本来の指定管理基本業務 （注 2）市民サービスの向上等の目的から独自に行う自主的なスポーツ教室や複写機利用サービス等の業務 （注 3）健康福祉局が、名古屋市国民健康保険加入者に対し健康の保持増進及び生活習慣病予防を目的にスポーツセンター等のプール利用料の一部を助成する事業で、利用料の減額相当額が負担金として指定管理者に支払われる。 （注 4）名古屋市総合体育館（日本ガイシスポーツプラザ）指定管理者仕様書及び体育館指定管理者仕様書		

平成30年監査公表第 4号関係分（平成30年 6月19日公表）

健康福祉局・一般社団法人名古屋市医師会

（令和元年 8月31日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1	障害者総合支援主治医紹介制度等事業補助金について 本市は、名古屋市障害者総合支援主治医紹介制度等事業補助金交付要綱に基づき事業補助金を交付している。これは、障害支援区分認定審査会における審査判定資料となる医師意見書を的確に作成するための講習会の開催に要した経費が補助対象とされている。 事業補助金について確認したところ、補助対象となった会場費の一部に、講習会以外の用途（総会等）の時間帯に係る会場費が含まれていたが、案分等の調整はされておらず、会場費すべてが補助対象経費とされていた。 健康福祉局にあっては、事業補助金のうち補助対象として認められない部分については、当該補助金の返還を求められたい。 また、補助対象事業と補助対象外事業が連続する場合の案分方法や明確に補助対象外とする経費について要綱で定めるなど、今後に向けて補助金の適切な取扱いが確保できるよう改善されたい。（障害者支援課） なお、本件については、当該補助金が医師会から本市に返還された。	本件は、補助対象となった講習会の会場経費について、精算額の内訳について詳細な資料の提出を求めていなかったことが原因であったことから、事業補助金の今後の適切な取扱いの確保のため、要綱に定められた精算額内訳書の様式に事業内容がわかる資料の提出を求める旨の記載を加え、あわせて、補助対象経費の内訳の項目を追加する要綱の改正を行いました。（平成30年 4月 1日実施）（障害者支援課）	措置済
2	看護師等養成施設運営費補助金について 本市は、名古屋市医師会看護専門学校の運営に要する経費に対して、名古屋市看護師等養成施設運営費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき名古屋市看護師等養成施設運営費補助金（以下「運営費補助金」という。）を交付しており、運営費補助金の補助事業完了後、事業実績報告書	本件は、収支決算書に基づき精算書を作成させていましたが、資産増減まで確認しなければならないという認識が不足しており、収支決算書のみでは運営状況を正確に把握できないにも関わらず、要綱上収支決算書を提出書類としていたことが原因です。 この度の指摘を受け、名古屋市看護師等養成施設運営費補助金交付要綱を平成30年 4月 1日に改正し、名古屋市	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	に収支決算書及び精算書を添えて、すみやかに市長に提出しなければならないとされている。 収支決算書及び精算書を確認したところ、収支決算書に基づき精算書を記載すると運営費補助金の返還が必要な状況であった。健康福祉局によれば、交付要綱に基づき医師会から提出された収支決算書のみでは運営状況を正確に把握することが難しく、改めて提出された正味財産増減計算書を基に、資産増減も含めた数字にて精算書を記載すれば、運営費補助金の返還は必要がないとのことであった。 このような状況では、精算書の確認が十分に行われているとは言い難いため、健康福祉局にあっては、必要な書類に基づいた適正な精算事務が行われるよう交付要綱を改正し、精算書の確認を適正に行うよう改善されたい。 （保健医療課）	看護師等養成施設運営費補助金の交付申請の際には、「正味財産増減予算書」を添付書類と定め、事業実績報告書の提出時には、「正味財産増減計算書」を添付書類と定め、必要な書類に基づき、精算書の確認を適正に行うこととしました。 （保健医療課）	

平成30年監査公表第 5号関係分（平成30年 9月14日公表）

病院局

（令和元年 8月31日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2(1)	決算時の費用計上の漏れについて 病院局においては、通常、請求書等の提出を受けて検査調書兼支払伝票を作成し費用を計上しているが、決算時には、事業年度の損益を把握するため、請求書等が決算の事務処理の期限までに提出されない場合でも、検査確認書類に基づいて当該年度に属する費用を計上する必要がある。 東部医療センターにおける支出事務を調査したところ、平成28年度に完了した 5件の修繕について、平成29年度の過年度損益修正損として費用計上していた。原因を確認したところ、期限までに相手方からの請求書の提出がなかったため検査調書兼支払伝票が作成されておらず、費用の計上が漏れたことによるものであった。 請求書の未提出が費用計上の漏れに直結する状況は、事業年度の損益を正確に把握できないリスクが高いといえる。費用計上の漏れが生じないよう未計上の支出をリスト化するなど、決算時の事務処理方法を見直されたい。 （東部医療センター）	本件は、担当者の確認漏れが原因であったことから、平成30年度決算時には、担当者から院内関係部署に対し、未払いの費用がないかの確認を行い、その結果をリストで管理して債務を確実に把握できるようにしました。 （東部医療センター）	措置済

平成30年監査公表第 5号関係分（平成30年 9月14日公表）

子ども青少年局・財政局（工事）

（令和元年 8月31日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1	非常用の照明装置の速やかな改善について 建築基準法（昭和25年法律第 201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）では、一定の規模を有する建築物には、非常用の照明装置などの建築設備を設置することと定めている。また、建築物の所有者、管理者などは、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないと定めている。 「公立保育所等における特殊建築物定期点検業務委託」では、建築基準法に基づいて建築設備の定期点検業務を毎年行っていた。その点検結果を確認したところ、子ども青少年局が所管する全 108の公立保育園に設置している非常用の照明装置のうち、平成29年度は、55の保育園の照明装置について点灯しない状態であるため改善が必要との報告を受けていた。さらに、そのうちの36の保育園は、平成28年度の点検業務において、同じ報告を受けていたにもかかわらず改善されておらず、2年放置され、適法な状態で管理されていなかった。 非常用の照明装置は、停電した場合において、一定時間点灯し安全に避難することができるよう、廊下、階段などに設置された重要な設備である。次代の社会を担う子どもを預かる保育園の施設管理者として、適法な状態で維持管理する責務があり、2年放置された状態は施設の管理が不十分であったと言わざるをえない。火災、その他の非常時に園児などが安全かつ迅速に屋外へ避難できるよう照明装置の不点灯については早急に対応されたい。 （保育運営課）	本件は、非常用照明装置の不点灯に対する危険性について職員の認識が不足していたことが原因です。 適法な状態で管理されていなかった55園について、平成31年3月末までに公立保育所54園は適法な状態に改善しました。社会福祉法人へ移管済の1園は、移管先法人にて令和元年8月末までに改善していただきました。 また、監査における指摘の内容を各課・室に周知し共有しました。今後は点検結果報告を受領後、速やかに必要な改善を行うようにいたします。 （企画経理課、保育運営課）	措置済

平成31年監査公表第 1号関係分（平成31年 2月19日公表）

区役所（千種区、北区、西区、中区及び守山区）

（令和元年 8月31日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1(1)	毒劇物の管理について 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）では、毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）を業務上取り扱う者は、その盗難又は紛失を防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされている。また、各保健センターでは、「毒物劇物危害防止規定」を設けて、毒物劇物管理簿に使用量及び在庫量等を記載することなどを定めている。 各保健センターの毒劇物の管理状況を調査したところ、以下の事例が見受けられた。 ア 劇物である水酸化ナトリウムの購入量及び使用量が記載されていなかった。（守山区保健予防課） イ 平成30年 4月に保健所の環境衛生の業務が集約されたことにより、同業務を行わなくなった他の保健センターから劇物である硫酸を受け入れたが、鍵付き保管庫の容量が不足していたため、検査室内に保管されていた。（千種区保健管理課） 毒劇物の管理については、平成28年度に実施した区役所の定期監査等においても、毒物劇物管理簿への記載の不備等を指摘したところであり、守山区保健予防課及び千種区保健管理課においては、毒劇物について、その管理を徹底されたい。	ア 本件は、購入実績及び、使用実績の記載がないまま、当該劇物を保有していること自体を失念してしまっていたものであり、現在保健予防課において、毒劇物を使用する業務自体が存在していないため、今後使用の見込がないことから、平成31年 2月12日に業者に引き取りを依頼し処分しました。また、他に毒劇物がないかについても調査を行い、既に現在、当センターには、毒劇物が存在していないことを確認しました。（守山区保健予防課） イ 本件は、保管庫の容量不足が原因であったことから、すみやかに鍵付きの保管庫を 1個増設し、硫酸を格納しました。（平成30年 8月 3日実施）（千種区保健管理課）	措置済
2(1) ア	生活保護に係る遺留金品の管理について 区民生子ども課では、生活保護受給者が死亡した場合、生活保護法（昭和	指摘については、次に記載のとおり適正に処理しました。過去の担当者の理解不足により手引き等に基づく処理をこれ以上進めることができないと誤	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	25年法律第 144号）で定められた遺留金品を保管する場合がある。 ア 遺留金の管理について 健康福祉局が定める「遺留金品取扱の手引」等においては、遺留金は、葬祭費へ充当するほか、歳入歳出外現金として市の口座で管理するか民生子ども課長名義の預金口座で管理することとされている。また、相続人を調査してその有無を確認することや相続人がいる場合に遺留金品を引き渡すことは、原則、保管することとなっており、1年以内に完了することと定められている。 遺留金の管理状況を調査したところ、以下の事例が見受けられた。 (ア) 平成18年度に遺留金 709,007円を歳入歳出外現金として受け入れ、併せて、その受給者の預金通帳 1冊（預金残高 185,853円）も保管し、相続人の調査を開始したが、調査先からの回答がないとの理由で、それ以降何も行っていなかった。 (守山区民生子ども課) (イ) 平成27年度に遺留金 102,415円を民生子ども課長名義の預金口座に受け入れ、相続人を特定したものの、遺留金を引き渡す処理が行われていなかった。また、その事務処理の遅延については、遺留金品整理簿等に記録もないため、その理由を確認することができなかった。 (千種区民生子ども課) (ウ) 平成27年度に、死亡した生活保護受給者の葬祭費に充当するため、一旦、その受給者の銀行口座（残高36,215円）から払い戻しをし、歳入歳出外現金として受入れたが、葬祭費に充当する処理を怠っていたため、公費	って判断し、遺留金の適正な処理が未完結のまま関係書類を処理不能案件として引き継ぎ続けていたことが原因のため、監査後、遺留金品については、手引き等に基づいて適正に処理を完結させるよう監査翌日の平成30年 7月26日の朝礼時及び 8月28日の保護係会の際にあらためて周知・徹底するとともに、生活保護経理事務の担当者に個別に指示し適正に処理を完了させました。 (ア) 監査の指摘後、名古屋家庭裁判所に相続人の存在、不存在が明らかでないことを理由に相続財産管理人の選任の申立てを行い、相続財産管理人選任の審判を受け、平成31年 3月 5日遺留金品を相続財産管理人の弁護士に引継いで処理が完了しました。 (イ) 平成27年度に公費で負担した葬祭費について、平成30年10月 5日、歳入歳出外現金に保管していた遺留金 36,215円を払出し、過年度収入として健康福祉雑入に受入れたことにより、平成27年度に公費で負担した分の葬祭費相当の現金を本市が収入し、適切に処理が完了しました。 (守山区民生子ども課) (イ) 本件については、一人の相続人との遺留金引き渡し交渉が難航し対応に苦慮していたこと、及び「遺留金品取扱の手引」に基づき、1年以内に処理完了できなかったものについては、遺留金品整理簿の備考欄に顛末を記載することが係員に徹底されていなかったことが原因です。 遺留金については、他の相続人に再度交渉を試みたことで、平成31年 1月に遺留金を引き渡すことができ、遺留金品受領書を徴取し処理が完了しました。 遺留金品整理簿については、ただちに備考欄に顛末を記載しました。 また、平成30年11月27日に職員向けの研修を実施し、適切な事務処理	

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	負担で葬祭費を支払ったままとなっていた。 （守山区民生子ども課） (エ) 遺留金を歳入歳出外現金として管理する場合に、「遺留金品取扱の手引」で作成が義務付けられている保管金出納簿が全ての対象者について作成されていなかった。 （北区民生子ども課） 守山区及び千種区民生子ども課においては、未処理となっている遺留金について、速やかに事務処理を行われたい。また、北区民生子ども課においては、保管金出納簿を速やかに作成されたい。	を行うよう周知徹底を図りました。 さらに、1年以内に処理できなかった場合は、担当職員が、遺留金品整理簿に顛末を確実に記載するよう遺留金品整理簿の様式欄外に注意文を補記し、注意を促すようにしました。 なお、毎月1回行われる預り金保管一覧の決裁時に、預り日から1年以上経過している事案があった場合は、決裁者が遺留金品整理簿を確認して、1年以内に処理できなかった顛末が記載してあるかチェックすることとしました。 （千種区民生子ども課） (エ) 本件は、「遺留金品取扱の手引」で保管金出納簿の作成が義務付けられていることを理解していなかったことが原因です。 監査指摘後は、直ちに保管金出納簿を作成し、現在は、毎月、生活保護経理担当者が財務システムにより遺留金の受入状況及び払出状況を確認し、受入れや払出しに応じて保管金出納簿を作成し、民生子ども係長が遺漏なく作成されているかチェックすることとし、「遺留金品取扱の手引」に基づいた事務処理を徹底しています。 （北区民生子ども課）	
2(1) イ	イ 遺留品の管理について 健康福祉局が定める「生活保護法第76条による遺留金品取扱規程」においては、遺留品は民生子ども課長が封印のうえ金庫等において確実に保管することとされている。 遺留品の管理状況を調査したところ、以下の事例が見受けられた。 (ア) 保護係の職員が死亡した生活保護受給者の預金通帳 3冊（預金残高54,075円）及び印鑑を自席の引き出しに保管していた。	(ア) 本件については、「生活保護法第76条による遺留金品取扱規程」に基づき通帳を金庫で保管することが係員に徹底されていなかったことが原因であり、ただちに同規程に基づき、預金通帳及び印鑑を現場確認書の写しを添え、民生子ども課長が封印のうえ民生子ども課内の金庫に保管しました。 また、平成30年11月27日に職員向けの研修を実施し、適切な事務処理を行うよう周知徹底を図りました。 なお、職員が異動しても適切な事務処理が行われるよう、毎年度研修	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	（千種区民生子ども課） （イ） 保護係の職員が死亡した生活保護受給者の預金通帳 1冊（預金残高 268,165円）及び印鑑等を係の共有のファイルキャビネットで保管していた。 （西区民生子ども課） 千種区及び西区民生子ども課においては、預金通帳等を定められた場所以外で保管することは、職員による横領を誘発する要因にもなりうることから、遺留品について「生活保護法第76条による遺留金品取扱規程」に従い適正に管理されたい。	を実施することとし、令和元年度は5月28日に実施しました。 （千種区民生子ども課） （イ） 本件は、「生活保護法第76条による遺留金品取扱規程」に基づき通帳を金庫で保管することが係員に徹底されていなかったことが原因です。 ただちに遺留品の預金通帳等を、課長の確認を得て金庫に保管しました。 また、平成30年 8月24日の朝礼において、金庫での保管を徹底するように課長から係員に周知するとともに、文書を回覧しました。 金庫内の預り金品については月に1回、民生子ども課長が「預り金台帳」等関係書類により査閲を行い、適正な管理の徹底を図っています。 （西区民生子ども課）	
2(2)	過払いしていた生活保護費の返還金の処理について 生活保護法（昭和25年法律第 144号）によれば、生活保護受給者に一時的な収入があった場合は、区民生子ども課は速やかに生活保護費を返還させなければならないなどとされている。 北区民生子ども課における生活保護費の返還金の処理状況を調査したところ、1人の生活保護受給者に過払いしていた 225,113円のうち、まず 170,000円の返還を受け、平成30年 2月に民生子ども課長名義の預金口座に受け入れたが、本市への戻入処理がされていなかった。また、残りの 55,113円は、担当者間の事務引き継ぎがされていなかったため、返還請求をしていなかった。 北区民生子ども課においては、未処理となっている事務を速やかに行うとともに、正確かつ確実に事務引き継ぎを行うことを徹底されたい。 （北区民生子ども課）	平成30年 2月に受け入れた 170,000円については、平成30年 8月14日に戻入処理いたしました。残りの55,113円については、生活保護受給者に返還するよう指導を行い、全額の返還が完了いたしました。 なお、今回発生した生活保護返還金の処理の遅れの原因については、係長級職員による預り金の処理指導不足、事務引継の際の伝達漏れが考えられるため、分析した原因をもとに下記の様に改善を行いました。 1 毎月月初めに、預り金保管台帳をもとに、受け入れ日から 1か月以上経過する預り金について、各担当者に処理状況を預り金一覧（独自様式）へ記載させ、係長級職員と対応を協議し、迅速な処理に努めています。 2 預り金や債権等の引継書の様式を新設し、旧担当から新担当に正確かつ確実に引き継がれるよう徹底しています。（北区民生子ども課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2(3)	緊急援護資金の管理について 区民生子ども課では、新たに生活保護を申請した者や緊急的に援護が必要な場合において、区社会福祉協議会からの資金提供を受け、緊急援護資金（以下「援護資金」という。）の貸し付けを行っている。 千種区民生子ども課が定める緊急援護資金管理要領（以下「管理要領」という。）においては、援護資金の貸し付けを行った場合、緊急援護資金出納簿に記載することとされている。 千種区民生子ども課における援護資金の管理状況を調査したところ、課内の金庫に保有している現金が、緊急援護資金出納簿に記載してある貸付残高より20,000円多かった。これは、上司の承認を得ることなく、貸し付け申請した者に対して、職員個人の現金から貸し付けたものを緊急援護資金出納簿に記載したことが原因であった。 上司の事前承認を受けず、職員個人の現金から貸し付けることは不適正であり、厳に慎むべきである。千種区民生子ども課においては、管理要領に従い、援護資金の適正な貸し付けを行われない。（千種区民生子ども課）	本件については、担当職員の緊急援護資金の取扱いに対する認識不足が原因です。 個人で立て替えた現金については、改めて上司に状況を報告し、速やかに緊急援護資金として処理しました。 平成30年11月、12月に研修を実施して改めて緊急援護資金の適正な取扱いについて周知徹底を図りました。 また、現行の緊急援護資金管理要領に加え、適正な管理を行うために、平成31年 1月に、具体的に遵守する事項を明記した区独自の緊急援護資金の取扱いの定めを作成しました。 （千種区民生子ども課）	措置済
2(4)	老人福祉施設の入所者に係る遺留金品の管理について 区福祉課では、老人福祉施設の入所者が死亡した場合、老人福祉法（昭和38年法律第 133号）で定められた遺留金品を保管する場合がある。健康福祉局が定める「老人福祉法第27条による遺留金品取扱要領」においては、遺留品のうち、預金通帳等は、福祉課長が封印のうえ確実に保管するとともに、遺留金品整理簿を作成するほか、相続人の有無を確認することとされている。 中区福祉課の遺留金品の管理状況を調査したところ、遺留金品整理簿には死亡した施設の入所者の現金38,440円	今回指摘を受けた、不明となった預金通帳等については、平成16年当時、旧介護福祉課から旧民生課へ遺留金品の保管が引継がれて以降の記録が不十分で紛失の理由は不明でした。なお、指摘にあるとおり、改めて金融機関に照会を行うことにより、現在においても預金としての保全がなされていることは確認できました。 相続人の調査については、これまでの調査を精査し改めて必要な調査をしたうえで、相続人が存在しないことが確認されたため、家庭裁判所に相続財産管理人選任の申立を行いました。その結果、令和元年 8月19日に相続財産管理人の選任の審判が下されました。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	及び預金通帳 2冊（預金残高 2,469,206円）等を平成 5年から保管している旨の記載がされており、現金は歳入歳出外現金として市の口座で管理していたが、預金通帳等は紛失していた。なお、中区が金融機関に照会したところ、預金口座には、その後の預金利子も含め 2,587,366円の残高があることが確認された。 また、相続人の調査を開始していたが、調査先からの回答がないとの理由で、それ以降何も行っていなかった。 中区福祉課においては、不明となっている預金通帳等及び相続人について速やかに調査を行われたい。 （中区福祉課）	今後、遺留金品整理簿に記載された遺留金品を相続財産管理人に引渡します。 今後は「老人福祉第27条による遺留金品取扱要領」による取扱いを徹底するとともに、予算主管課による定期的な確認を受けるなど区全体として組織的な対応を実施することで再発防止を図ることとしました。（中区福祉課）	

平成31年監査公表第 1号関係分（平成31年 2月19日公表）

健康福祉局 厚生院

（令和元年 8月31日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1(1)	毒劇物の管理について 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）では、毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）を業務上取り扱う者は、その盗難又は紛失を防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされている。 また、健康福祉局では、毒物及び劇物取締法に基づき、毒劇物を業務上取り扱う者に対して、受払簿を作成し、日常的に使用量及び在庫量を確認することを遵守するとともに保健衛生上の危害を防止するために遵守すべき事項について危害防止規定を策定するよう指導している。 毒劇物の管理状況を調査したところ、危害防止規定が定められておらず、管理している29種類全部の毒劇物について購入量及び在庫量を把握していなかった。 毒劇物は健康に重大な影響を及ぼす危険があり、盗難や紛失によって悪用されるおそれもあるため、厳密に管理する必要がある。医療保護施設である厚生院において、その管理がずさんであったことは極めて深刻な事態であり、早急に危害防止規定を整備するとともに日常的に在庫量等を確認することを行われたい。	本件は、毒劇物の管理方法について認識不足があり、毒劇物の施錠管理と使用量のみを把握することで良いとの認識であったことに起因するものでした。実地検査後、平成31年 1月に危害防止規定を策定するとともに、係内で毒劇物の管理を適正に行うよう周知徹底しました。 具体的には、使用量だけでなく在庫量も使用の都度計測し、使用者が記載し管理責任者である検査係長と検査科技師長が確認するよう毒物劇物管理簿を改めました。また、毎月全ての毒劇物の在庫量を確認し、管理責任者に報告することとしました。 なお、今後使用する見込みがない毒劇物については、許可を受けた産業廃棄物業者に処分を委託します。 （厚生院）	措置済
1(2)	備品の管理について 名古屋市会計規則では、物品管理者は、備品の使用状況について毎年 1回財務会計総合システムに登録された情報等と照合のうえ検査し、その結果を健康福祉局長に報告することとされており、厚生院では、平成29年度の検査結果は全て適正であったと報告してい	本件は、廃棄手続や物品の使用状況の確認が一部なされていなかったことが原因であり、ただちに使用状況の確認を行い、廃棄したものについては不用決定を行い、財務会計総合システムの登録情報を修正しました。 また、平成31年 1月25日の係会で適切に処理を行うよう関係職員に周知徹	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	る。 しかしながら、備品の使用状況を調査したところ、平成29年度の検査で現存するとしていた、印刷機、コンピューター、マッサージ機、心肺機能検査装置について、現物が確認できなかった。 平成29年度の備品の検査について実際に実施していないものを実施したとして報告がなされているのは、憂慮すべき事態である。不明となっている備品について現況を調査し必要な対応をとるとともに、備品の使用状況に係る検査を適正に行われたい。	底することで、再発防止を図りました。 備品の使用状況の検査については、毎年度財務会計総合システムに登録された情報等と照合し、その結果を管理係長と管理課長が確認することで、検査を適正に実施してまいります。 （厚生院）	
2	預り金の管理について 厚生院は、医療保護施設、救護施設及び特別養護老人ホームからなる複合施設であり、医療保護施設の入院患者、救護施設及び特別養護老人ホームの入所者（以下「入院患者等」という。）や身元引受人からの依頼に基づき、預り金等を業務課において管理している。 厚生院入所者預り金等管理規程（以下「預り金規程」という。）においては、入院患者等や身元引受人から、日用品を購入等するために預り金からの出金依頼があったときは、担当者が、その日の依頼分を取りまとめた支出金調書を作成し、事前に業務課長の決裁を受けた後に出金を行うとされているところ、支出金調書は作成されているが、決裁を受けていない事例が多数見受けられた。 また、預り金規程においては、業務課長は、月 1回、入出金状況について入院患者等毎に預り金等保管台帳と預金通帳を照合する査閲を行うものとされているが、預金通帳に入出金記録があるにもかかわらず、預り金保管台帳にその記録が記載されていない事例が多数見受けられた。 厚生院においては、預り金規程に従い、預り金を出金する際には事前に決	本件は、預り金の管理についての認識が不十分で、支出金調書について事後の決裁が慣例化していた面があったため、平成31年 2月 4日の朝礼及び同 8日の係会において、預り金の管理等に係るルールを順守すること及び職員のコンプライアンス意識の向上について周知徹底をし、現在では出金前の決裁を徹底しています。 預り金等保管台帳について、通帳へ記帳された入出金記録の記載が漏れており、チェックも不十分であったため、現在では毎月係員が作成した台帳を係長が点検し、その上で業務課長が査閲することにより確実に実施しています。 （厚生院）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	裁を徹底するとともに毎月の預り金等 保管台帳と預金通帳の査閲を確実に実 施されたい。		

令和元年監査公表第 1号関係分（令和元年 5月15日公表）

教育委員会・財政局

（令和元年 8月31日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1	給与等戻入金の債権管理について 債権管理については、名古屋市債権管理条例、名古屋市債権管理条例施行細則及び債権管理・回収の手引き等（以下「債権管理条例等」という。）で取扱いを定めている。債権管理条例等では、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して書面により督促することとされている。 総務課では、給与等について過払いが生じた場合、当該職員に対して返還を求めている。給与等戻入金は非強制徴収公債権であり、時効により債権は5年で消滅する。 総務課における給与等戻入金に関する債権の管理状況について調査したところ、退職した嘱託職員の報酬等に係る戻入金について、文書等で催告は行われていたが、時効中断の効力がある督促状が発付されていなかった事例及び約 5年間督促状を発付せず時効完成直前に発付したものの返戻されて到達しなかったため時効が完成していた事例が見受けられた。 総務課に対しては、平成28年 5月16日に結果を公表した教育委員会の定期監査（以下「前回監査」という。）において、債権管理条例等に従い債権管理台帳を整備の上、債権回収されたいとの指摘をしたところである。これを受けて、監査委員に対し、再発防止のため、所属内での債権管理条例等の理解を深めるなどの措置を講じた旨の通知があった。 それにもかかわらず、上述の時効が完成していた事例や、督促状が発付されていなかった事例の一部については、前回監査で判明していた事案であ	本件は、債権管理の進捗状況について定期的な確認を行っていなかったことが原因です。今回指摘を受けた事例については、連絡が取れた債務者からは一括返還又は分割返還を受けています。連絡が取れなかった債務者については、所在調査や相続人調査後、平成31年 1月25日に督促状を送付するなど、債権管理台帳を使用し、対応を継続しています。時効が完成した事例については、平成31年 1月29日に不納欠損処理を行いました。 また、平成31年度の事務分担を検討するにあたり、課内で債権管理の重要性に係る意識の共有化を図り、事務分担表に債権管理担当者を明記し、原則、毎月18日に債権管理担当者が債権管理状況を確認することとしました。 債権管理年間計画書に基づいた債権管理を行い、再発防止を図ります。 （総務課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	って、債権管理に対する意識が全く変わっていないと言わざるを得ず、誠に遺憾である。 総務課においては、債権管理に対する抜本的な意識改革を図り、債権管理条例等に従った適正な事務が組織として継続できる仕組みを構築されたい。 （総務課）		
3(1)	物品購入事務について 名古屋市会計規則、名古屋市契約規則等に基づけば、原則として、随意契約により物品を購入する際の事務の流れは、見積書の徴取、購入に係る決裁、契約、納品、契約相手方からの請求、支出命令の順となる。 随意契約による物品の購入事務について調査したところ、なごや小学校及び北陵中学校において、見積書、購入に係る決裁書類及び納品書の日付の前後関係が逆転しているなど、納品後に見積書の徴取や購入に係る決裁手続が行われている事例が見受けられた。 このような状態では不適正な経理処理の再発にもつながるおそれがあることから、なごや小学校及び北陵中学校においては、組織としてのチェックを徹底し、正しい手順を遵守した物品購入事務を行われたい。 （なごや小学校、北陵中学校）	本件は、適正な物品購入手順についての認識が不足していたことが原因であることから、管理職を始めとする関係の職員で適正な経理処理について改めて確認を行いました。 また、全校で各四半期末に行う物品発注依頼書の定期点検において、見積書等の日付についても十分に確認するとともに、教育委員会が作成する「支出事例別チェックポイント集」等の経理に関する手引きを活用することで、再発防止を図りました。 （なごや小学校、北陵中学校） 今回の指摘を受け、平成31年 4月12日に学校事務職員を対象とした予算経理説明会にて、改めて学校へ注意喚起しました。 また、令和元年 7月 2日付通知「支払遅延防止の徹底について」により適正な経理処理の徹底を周知しました。 （学事課）	措置済
3(2) ア	競争性のある契約の実施について 地方自治法等により、地方公共団体が締結する契約は原則として競争入札によることとされ、随意契約によることができるのは、予定価格が少額の場合など、例外的な場合に限定されている。本市において、財産の買入れの契約で随意契約によることができる場合は、名古屋市契約規則により、予定価格が 160万円を超えない場合とされている。 また、随意契約を行う場合には、原	本件は、契約規則等についての認識が不足していたことが原因です。今回の指摘を受け、契約規則等に基づいた取扱いについて所属職員に周知徹底しました。 （中央高等学校） 今回の指摘を受け、平成31年 2月 1日実施の高等学校への予算追加配分の際、学校へ送付した通知に、経済性の観点から、可能な限りまとめて契約するよう記載し、周知しました。 （学事課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	則として 2人以上の者から見積書を徴取しなければならないとされている。ただし、名古屋市契約規則及び名古屋市契約事務手続要綱（以下「契約規則等」という。）の規定により、予定価格が30万円以下の場合や、地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 3号に基づいて障害者就労施設等から物品の買入れ又は役務の提供を受ける契約（以下「3号随意契約」という。）を締結する際に、履行可能な者が 1者しかない場合等においては、契約をしようとする者からの見積書のみによることができる。 ア 入札の実施について 中央高等学校において、同一仕様のパソコンの購入について、契約時期が近接した 2回の随意契約を、同一業者とそれぞれ個別に行っていた。この契約を合算すると、予定価格が 160万円を超えていた。 中央高等学校においては、経済性の観点から、個別になされていた契約を一つの契約にまとめて入札を実施されたい。 （中央高等学校）		
3(2) イ	イ 2人以上の者からの見積書の徴取について 子ども応援室において、予定価格が30万円を超え、3号随意契約に該当する契約を締結する際、他に履行可能な障害者就労施設等があるか十分な確認を行わないまま、見積書の徴取を 1者のみとしていたものが見受けられた。 子ども応援室においては、経済性の観点から、契約規則等に基づき、見積書の徴取を適正に行われたい。 （子ども応援室）	本件は、予定価格が30万円を超え、3号随意契約に該当する契約を締結する際、2者以上の者から見積書を徴取する必要があることの認識が不足していたことが原因です。今回の指摘を受け、他に履行可能な障害者就労施設等があるか十分確認を行い、見積書の徴取を適正に行うよう、所属内で周知徹底を図りました。 また、令和元年 6月13日付で同様の契約を締結した際は、他に履行可能な障害者就労施設等があるか確認を行い、2者から見積書の徴取を行いました。 今後も引き続き、経済性に十分留意した契約の締結に努めてまいります。 （子ども応援室）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
3(3)	随意契約を締結した場合における公表について 名古屋市契約事務手続要綱に基づき、地方自治法施行令及び名古屋市契約規則の規定により予定価格が一定の金額の範囲内の場合に行うことのできる随意契約以外の随意契約を締結した場合には、契約相手方の選定理由等について公表することとされている。 随意契約の公表の状況について調査したところ、教職員課では、教職員の健康診断に係る契約が入札不調となった場合などにおいて随意契約を締結しているにもかかわらず、公表手続が行われていなかった。 教職員課においては、契約事務の透明性を確保するため、名古屋市契約事務手続要綱に基づき適正に公表手続を行われたい。（教職員課）	本件は、名古屋市契約事務手続要綱等についての認識が不足していたことが原因です。 未公表であった事例については、平成30年12月に名古屋市契約事務手続要綱に基づく公表手続を行いました。 また、課内の事務引継書に公表について明記するとともに、公表が必要な随意契約を締結した場合には、新たに作成したチェックリストを用いて、公表に係る事務を失念しないよう手続を見直しました。（教職員課）	措置済
3(4)	契約の履行状況の確認を行うための必要書類の徴取について 業務委託などの契約では仕様書で業務内容や手順が定められており、契約の適正な履行を確認するため、必要に応じて契約相手方の業者にあらかじめ履行の計画や実施体制などの書類の提出を求めている。 契約事務について調査したところ、子ども適応相談センターにおける空調保守業務委託契約について、仕様書で求めている業務日程表や業務委託実施体制届等の提出を受けておらず、業務遂行の工程や業務責任者が書面により確認できない状態となっていた。 仕様書で必要としている書類の徴取が徹底されていない状況では、契約の履行状況を適正に確認することはできないことから、子ども適応相談センターにおいては、必要書類を確実に徴取されたい。（子ども適応相談センター）	本件は、契約締結後、仕様書で求めている業務日程表や業務委託実施体制届等の書類を提出するよう業者に促すことを失念していたことが原因です。今回指摘を受けた事例については、直ちに提出するよう業者に求め、平成30年10月24日に提出を受けました。 今後は確実に提出を受けるよう、契約締結時に業者に提出を求めることを所属職員に周知し、再発を防止します。（子ども適応相談センター）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
4(1)	薬品（毒物・劇物）の保管・管理について 毒物や劇物（以下「毒劇物」という。）については毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）等や文部科学省からの通知において、盗難や紛失を防ぐのに必要な措置を講じること等が定められている。 これらに基づき、教育委員会では、学校における毒劇物について、「理科薬品の取扱要領」を作成し、薬品台帳を作成して数量を管理することや、毒劇物とそれ以外の薬品を区分して保管することを定めている。 また、前回監査の指摘を受け、「校内における定期的な薬品（毒物・劇物）の点検について」（平成29年教育委員会指導室長・学事課長名通知）では、学期末や年度末における理科薬品（以下「薬品」という。）の保管・管理状況の点検方法等を示しており、特に年度末については、校長・教頭・学校事務職員・理科主任の 4者のもと、「薬品（毒物・劇物）点検表」等を使用し、毎年度、不要な薬品がないか、毒劇物の保管庫の表示がされているかなどについて、改めて点検を行うこととしている。 学校等における毒劇物の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。 ア 劇物について、薬品台帳に記載された数量と実際の数量が異なっていたもの （教育センター、振甫中学校、一柳中学校、高針台中学校） イ 毒物である水銀が入っている容器に毒物である旨の表示をせず、これを毒物の表示がされていない保管庫に一般薬品と区分することなく保管していたもの （振甫中学校）	今回の指摘を受け、全小中特別支援学校に対し、平成31年 3月18日付「校内における定期的な薬品（毒物・劇物）の点検における点検表の写しの提出について」、令和元年 7月 1日付「校内における定期的な薬品（毒物・劇物）の点検における点検表と点検結果対応表の写しの提出について」及び同日付「理科薬品等に関する台帳の提出について」を通知し、教育委員会事務局に点検表等を提出させるとともに、指導主事による学校訪問の際に、今回指摘を受けた学校における改善状況を確認しました。今後も、全ての学校において適正に薬品管理ができるよう、こうした取組みを継続的に実施します。 （学事課・指導室） ア 本件は、劇物使用後、薬品台帳に使用量等を記載することを失念していたことが原因です。今回の指摘を受け、薬品台帳を修正し、薬品台帳に記載された数量と実際の数量を一致させました。 また、劇物の使用後は直ちに薬品台帳に記載するよう、薬品を使用する職員に周知徹底し、再発防止を図りました。 （教育センター、振甫中学校、一柳中学校、高針台中学校） イ 本件は、理科薬品の取扱要領についての認識が不足していたことが原因です。今回の指摘を受け、直ちに容器に毒物である旨を表示し、毒物として一般薬品と区分して施錠できる保管庫に保管しました。 また、校内で保管する薬品と薬品台帳等の突合を行うとともに、全ての毒劇物が施錠のできる保管庫に保管されていることを再確認しました。 （振甫中学校） ウ 本件は、平成29年教育委員会指導室長・学事課長名通知についての認	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	ウ 「薬品（毒物・劇物）点検表」等を使用した点検が行われておらず、必要な項目について点検したかどうか不明だったもの （なごや小学校、戸田小学校、一柳中学校、大森中学校、高針台中学校） 学校における毒劇物の管理については、これまでも教育委員会の定期監査において再三指摘しているところである。毒劇物の盗難や紛失、誤使用を防止するため、教育センター及び各学校においては、法令等を遵守して適正な管理を行われたい。 また、学事課及び指導室においては、これまでの定期監査の指摘に対する措置の効果について改めて検証し、より効果的な方策を実施されたい。 （学事課、指導室）	識が不足していたことが原因です。今回の指摘を受け、学期末及び年度末に薬品を点検する際には「薬品（毒物・劇物）点検表」等を使用して行うことを所属職員に周知しました。 （なごや小学校、戸田小学校、一柳中学校、大森中学校、高針台中学校）	
4(2)	備品の管理について 名古屋市会計規則（以下「会計規則」という。）に基づき、備品^{（注）}については、物品管理システムに登録して常に使用状況を明らかにしておかなければならず、老朽・破損・交換等により今後使用しない場合には不用の決定など所定の手続を経た上で廃棄等を行う必要がある。 物品管理システムに登録された情報をもとに、各学校における備品の管理状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。 ア 寄附により受け入れたが、物品管理システムに登録されていなかったもの （なごや小学校、振甫中学校、天白中学校） イ 不用の決定等の手続を経ることなく廃棄が行われていたもの （御田中学校、大森中学校）	今回の指摘を受け、備品の寄附を受け入れた学校に対して、必ずシステムにより受入登録をするよう、マニュアルの該当部分を送付して指導することとしました。 不用の決定等の手続については、平成31年 4月12日に学校事務職員を対象とした予算経理説明会にて、改めて学校へ注意喚起しました。（学事課） ア 本件は、寄附により受け入れた際に、物品管理システムに登録することを失念していたことが原因です。今回指摘を受けた事例については、速やかに物品管理システムに登録を行いました。また、寄附を受けた際は、寄附申出記録簿に記載するとともに物品管理システムにも登録することを職場内で確認しました。 また、会計規則に基づく年 1回の物品に関する検査に併せて、寄附申出記録簿と物品管理システムの照合を必ず行うこととし、再発防止を図ります。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	前回監査においても、他の学校に対して同様の指摘をしたところであり、財産を適正に管理するため、各学校においては、会計規則に基づいた備品の管理を徹底するとともに、学事課においては、改めて各学校を指導された（学事課） （注）会計規則上の備品とは、その品質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用でき、かつ、その価格が市会計管理者の定める価格以上の物品及び美術工芸品である。	（なごや小学校、振甫中学校、天白中学校） イ 本件は、会計規則に定められた手続について認識が不足していたことが原因です。今回指摘を受けた事例については、速やかに不用決定の手続を行いました。 また、所定の手続を経た上で備品を廃棄することを所属職員に周知徹底し、備品を廃棄する際は必ず事務職員に伝達することとし、再発防止を図りました。 （御田中学校、大森中学校）	
5(3)	情報の保護及び管理の方法に関する定めについて 名古屋市情報あんしん条例及び名古屋市情報あんしん条例施行細則によれば、課、公所その他の組織の長は、当該組織の状況、所掌事務に応じた情報の保護及び管理の方法を定めることとされている。 これらの規定に基づき、各課室公所における情報の保護及び管理の方法に関する定め（以下「情報に関する定め」という。）を各課室公所長（学校にあっては校長）が定めている。 情報に関する定めについて調査したところ、以下のような事例が見受けられた。 ア 平成29年 4月に総務課から各学校宛てに、機密情報の漏えい等又はその兆候を発見した場合における校長への報告義務を明文化する旨等の改定依頼が行われているにもかかわらず、その改定が漏れていたもの（中央高等学校） イ 学校で所管する全ての文書簿冊について保管場所を定める必要があるが、一部しか定められていなかったもの（千種小学校、白水小学校、北陵中学校、一柳中学校、	ア 本件は、総務課からの改定通知についての認識が不足していたことが原因です。今回の指摘を受け、直ちに情報に関する定めの改定を行いました。 また、情報に関する定めについて定期的に点検を行うとともに、総務課からの改定依頼があった場合は確実に改定を行う旨を職員に周知し、再発防止を図りました。 （中央高等学校） イ 本件は、全ての文書簿冊の保管場所を定める必要があることについて認識していなかったことが原因です。今回の指摘を受け、直ちに情報に関する定めを改定し、すべての文書簿冊の保管場所を定めました。 （千種小学校、白水小学校、北陵中学校、一柳中学校、東港中学校、大森中学校、大高中学校、高針台中学校、天白中学校、西陵高等学校、中央高等学校、大幸幼稚園、猪高幼稚園） ウ 本件は、保管・保存する文書簿冊の機密情報の有無を、情報に関する定めに記載することについて認識していなかったことが原因です。今回の指摘を受け、直ちに保管・保存す	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	東港中学校、大森中学校、大高中学校、高針台中学校、天白中学校、西陵高等学校、中央高等学校、大幸幼稚園、猪高幼稚園） ウ 保管・保存する文書簿冊に機密情報を含むかどうか記載されていないもの （子ども適応相談センター、一柳中学校） 子ども適応相談センター、各学校及び各幼稚園においては、適正な内容となるよう情報に関する定めを改定されたい。	る文書簿冊に機密情報が含まれるか確認し、情報に関するために記載しました。 （子ども適応相談センター、一柳中学校） 今回の指摘を受け、全所属に対し、令和元年 8月 9日付の通知により、監査の指摘事項を周知するとともに、情報に関する定めが適正な内容となっているかについて確認を依頼しました。 （総務課）	
5(4)	行政文書の作成について 名古屋市情報あんしん条例施行細則では、行政文書をその保存期間が満了する日までの間、適正かつ確実に利用できる状態で保存しなければならないと定めている。 行政文書を調査したところ、教育センター、千種小学校、一柳中学校及び大高中学校において、温度変化により無色となるインキを用いたボールペン（以下「消せるボールペン」という。）を書類の一部に使用している事例が見受けられた。 消せるボールペンについては、「行政文書の作成における不適当な筆記具の使用について」（平成25年総務局総務課長名事務連絡）により、行政文書の作成における使用を厳に慎むよう注意喚起がなされた。しかし、その後も他の局区の監査において使用が見受けられ、再三指摘してきたところである。 行政文書の作成に当たっては、消せるボールペンを決して使用しないよう徹底されたい。 （教育センター、千種小学校、一柳中学校、大高中学校）	本件は、平成25年総務局総務課長名事務連絡の周知徹底が不十分であったことによる一部の職員の認識不足に起因するものです。今回の指摘を受け、所属内の打合せの際に、企画経理課が作成したチラシを示しながら説明し、周知徹底しました。 また、上記のチラシをコピー機の前に張り付け、職員の意識を高めることで、今後の再発防止を図りました。 （教育センター、千種小学校、一柳中学校、大高中学校） 今回の指摘を受け、全所属に対しては局内部課長会において、全学校（園）に対しては校長会において、周知徹底と意識啓発を行うとともに、指摘事項に関する啓発チラシを配付することで、再発防止を図りました（平成31年 4月実施）。 （企画経理課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
5(5)	給食費等の学校徴収金の管理について 学校では、直接、児童・生徒等に還元される給食、補助教材などに要する費用に充てる金銭を保護者から徴収しており、その取扱いにあたっては、学校徴収金マニュアルに基づいて、公金と同様に適正に管理することとされている。 学校徴収金マニュアルでは、現金により納入された場合は領収書を交付し控えを保管すること、返金した場合は領収書を保護者から受け取り保管すること、保護者への会計報告を行うこと等を定めている。 このうち給食費については、毎年度、学校保健課より「給食会計事務について」及び「中学校におけるミルク代金の会計事務について」という通知が発出されており、給食費に係る出納を記帳する給食会計簿等を作成すること、給食会計について年度末に保護者代表から監査を受けることとされている。 なお、ミルクの単価には円位未満の端数があり、保護者からの徴収については生徒ごとに、納入業者への支払については学校全体でそれぞれ本数を集計し、これらに単価を乗じて得た額を端数処理しているため、徴収額が支払額を上回る。この差額は、ミルク代金の支払のための振込手数料等に充てることとされている。 給食費等に係る管理の状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。 ア ミルクの発注本数の管理及び給食会計簿等の作成などを適正に行うべきもの 平成29年度のミルク代金に収支不足が生じていた。これは、校外学習などに伴い納入業者へのミルクの発注本数を減らすべきところ、これを失念していたためと考えられるとのことであった。また、給食会計簿等	ア 本件は、給食費に係る出納を記帳する給食会計簿等の作成を失念していたことが原因です。今回の指摘を受け、直ちにミルク代に係る給食会計簿を作成し、校長による会計検査及び保護者への会計報告を行いました。 また、平成31年 4月より、一人の担当者のみで処理することがないよう給食会計担当者を複数人配置し、再発防止を図りました。 （山田東中学校） イ 本件は、給食会計簿の記載に誤りがあり、これを確認する体制がなかったことが原因です。今回の指摘を受け、直ちに給食会計簿の確認及び修正を行い、預金通帳と一致することを確認しました。 また、給食会計担当者のみでなく複数職員で関係書類を確認することとし、再発防止を図りました。 （白水小学校） ウ 本件は、学校徴収金の適正な取扱いについて認識が不足していたことが原因です。今回の指摘を受け、直ちに給食会計簿に前年度からの繰越金として処理し、現金で保管していた繰越金は銀行口座に入金しました。 （御田中学校） エ 本件は、保護者代表による監査を受ける必要があることの認識が不足していたことが原因です。今回の指摘を受け、給食会計について年度末に保護者代表から監査を受けることを所属職員に周知徹底し、平成30年度給食会計については、保護者による監査を受けました。 （千種小学校、なごや小学校、白水小学校） オ 本件は、学校徴収金の適正な取扱いに関する知識が不足していたこと	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	が作成されておらず、校長等による会計検査や保護者への会計報告も行われていなかった。 （山田東中学校） イ 給食会計簿に誤りがあるもの 給食会計簿に記載漏れや金額誤りが散見され、会計に使用している預金通帳と出納が一致しなかった。 （白水小学校） ウ 簿外管理の現金を保管していたもの ミルク代金の徴収額と支払額との過去からの差額 7万円余について、平成28年度から平成29年度への繰越金として処理すべきところ、その記載がなく簿外管理となっていた。この繰越金は、平成29年 9月に正規の支出手続によることなく銀行口座から引き出され、平成30年11月の実地検査当日まで職員室の金庫に現金で保管されていた。（御田中学校） エ 給食会計簿等について保護者代表による監査を受けていなかったもの （千種小学校、なごや小学校、白水小学校） オ スクールランチ等の代金を保護者に返金した際に受け取った領収書を保管していなかったもの （御田中学校） 各学校においては、学校徴収金マニュアル及び学校保健課からの通知に従い、適切に給食費等の学校徴収金を取り扱われない。	が原因です。今回の指摘を受け、領収書を適正に保管する旨を所属職員に周知徹底しました。 （御田中学校） 今回の指摘を受け、平成31年 4月 1日に各学校宛に送付した学校給食会計事務の通知に、指摘事項について記載し、保護者代表による監査の確実な実施について周知徹底を図りました。 また、学校徴収金マニュアルに沿ったチェックリストを新たに作成し、各学校において毎学期チェックを実施するとともに、給食会計決算報告書の様式を変更し、保護者代表による監査結果をあわせて報告するよう令和元年 7月24日に通知しました。 （学校保健課）	
5(6)	出張に係る自動車使用登録の申請及び承認について 本市では、小中学校の教員等が自家用車により出張する場合、「教育公務員が自動車により出張する場合の取扱	ア 本件は、教員への周知が不足していたことが原因であったことから、今回監査の指摘、総務局長名通知及び「名古屋市立学校（園）長の自動車による出張について」の内容を、	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	い」（平成28年総務局長名通知）（以下「総務局長名通知」という。）により、あらかじめ校長（幼稚園にあっては園長）に対し、自動車使用登録申請書により使用登録を申請するものとされている。この登録に当たっては、自動車車検証の写し、任意保険の保険証券の写し及び運転免許証の写しを添付することとされている。また、登録の有効期間は、校長による承認を受けた日から 1年以内とされている。 出張命令簿及び自動車使用登録申請書について調査したところ、以下のようない事例が見受けられた。 ア 自動車使用登録申請書が提出されていなかったもの （戸田小学校、白水小学校、振甫中学校、高針台中学校、中央高等学校） イ 校長による承認が行われていなかったもの （戸田小学校、振甫中学校、大高中学校） ウ 任意保険の保険証券の写しが添付されていなかったもの （大幸幼稚園） 自動車使用登録申請書等が提出・承認されていない状況では、職員が有効な免許証を保有しているか、賠償額が無制限の任意保険に加入しているかなどを確認することができないことから、各学校及び大幸幼稚園においては、総務局長名通知に従い、自動車使用登録申請書等を確実に提出させ、承認されたい。	教員に周知徹底しました。また、今回指摘を受けた事例については、直ちに教員に対し、自動車使用登録申請書の提出を求め、提出を受けました。 （戸田小学校、白水小学校、振甫中学校、高針台中学校、中央高等学校） イ 本件は、事務担当者が校長による押印を得ることを失念していたことが原因です。今回の指摘を受けた事例については、直ちに校長が押印し、承認の処理をしました。 （戸田小学校、振甫中学校、大高中学校） ウ 本件は、教員への周知が不足していたことが原因であったことから、今回監査の指摘の内容を、教員に周知徹底しました。また、今回指摘を受けた事例については、直ちに教員に対して今回監査の指摘内容を周知するとともに、自動車任意保険証券の写しの提出を求め、提出を受けました。 （大幸幼稚園） 今回の指摘を受け、平成31年 3月26日付で「名古屋市立学校（園）長の自動車による出張について」を通知し、登録事務を徹底するよう注意喚起しました。 （教職員課）	
5(7)	外部記録媒体の取扱いについて 本市では、「外部記録媒体の取り扱いについて」（平成24年電子情報保護統括管理者（総務局企画部長）名通知）により、外部記録媒体の必要性、	本件は、平成24年電子情報保護統括管理者（総務局企画部長）名通知の認識不足により、外部記録媒体の必要性や保有数について十分に検討されていなかったことが原因です。今回の指摘	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	その保有数が適切かを見直し、やむを得ず外部記録媒体が必要な場合に限り利用基準を定め、許可した外部記録媒体については例外的に利用を認めるものとされている。 外部記録媒体の利用管理について調査したところ、御田中学校及び大森中学校では、多数のUSBメモリを保有し、教員一人に一つずつ割り当てて利用させていた。 各学校には学校事務サーバーも設置されており、業務上のファイルを保存することができることから、USBメモリの必要数を早急に見直し、必要最小限の保有とされたい。 （御田中学校、大森中学校）	を受け、直ちに外部記録媒体のUSBメモリの必要数を精査し、余剰のUSBメモリを廃棄しました。（御田中学校：平成30年12月5日に41個中31個を廃棄。大森中学校：令和元年8月19日に29個中19個を廃棄。） また、今後は、定期的に必要数の見直しを行うことにより、外部記録媒体の保有数の適正性を保ちます。 （御田中学校、大森中学校） 今回の指摘を受け、全所属に対し、令和元年8月9日付通知により、監査の指摘事項を周知するとともに、外部記録媒体の保有数が必要最小限となっているかについて確認を依頼しました。 （総務課）	

令和元年監査公表第 1号関係分（令和元年 5月15日公表）

住宅都市局・財政局（工事）

（令和元年 8月31日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1(1)	建築工事における公衆災害の防止について 建築工事にあたり、工事関係者以外の第三者に対する危害及び迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（建設省通達。以下「要綱」という。）に基づくこととしている。要綱では、建築工事を行う部分から水平距離 5メートル以内の範囲に一般の通行に利用される場所などがあり、かつ建築工事を行う部分が地盤面から高さ10メートル以上の場合には工事中の落下物による公衆災害を防止するため、足場を養生シートなどで覆ったうえで防護柵を設けることと定めている。 「総合体育館レインボープール外壁改修工事」では、総合体育館の研修棟の外壁を改修する建築工事にあたり、地盤面から高さ10メートル以上の部分で工事を行う設計となっていた。施設を使用しながら行う工事であったことから、安全に利用できるよう配慮されているか工事写真などで確認したところ、工事を行う部分から水平距離 5メートル以内にスロープなど一般の通行に利用される場所があったが、設計では、工事を行う際に設けた足場に、要綱に基づく防護柵を設けておらず、養生シートで覆うのみとしていた。 建築工事を行う部分から一定の範囲内に一般の通行に利用される場所がある場合は、工事中の落下物による公衆災害を防止するため、要綱に基づき防護柵を設けるよう安全対策について適切に設計されたい。 （住宅・教育施設課）	本件は、要綱について職員の理解不足が原因であることから、要綱に基づいた防護柵の設置等の安全対策について適切に設計するよう、平成30年12月の職場会議において、各係長が本実務を行う職員に説明しました。 また、監査の指摘事項については、技術者向けのマニュアルの令和元年 8月の改定に合わせて追記するとともに、この改定内容を職場会議において各係長が本実務を行う職員に周知徹底しました。 （住宅・教育施設課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2(1)	接地工事における接地線の保護について 電気工事においては、国土交通省監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（以下「電気工事仕様書」という。）などに基づくこととしている。電気工事仕様書では、接地線を設置する工事にあたり、地表面より上部2.5メートル及び地表面より下部0.75メートルまでの部分は、十分な絶縁と損傷防止のため、硬質ビニル管などで保護することと定めている。また、工事の施工によって不可視となる部分がある場合は、工事完了後に適切に施工されたことが確認できないため、特に工事写真を撮影するなど記録を整備することと定めている。 「西区役所非常用発電機改修工事」では、地表面より上部2.5メートル以内に設けられた非常用発電機の給油設備に、接地線を設置する工事を行っていた。現地の状況を確認したところ、地表面から給油設備までの部分は、接地線が硬質ビニル管などで保護されていなかった。また、地表面より下部0.75メートルの部分は不可視であったが、工事写真などが記録されておらず適切に施工されているか確認できなかった。 当該接地線を保護するよう改善工事を実施されたい。また、工事監理を行う職員は接地工事における現場の施工状況を適時確認し、工事の施工によって不可視となる部分がある場合は、工事写真を撮影するなど記録を整備するよう受注者を指導されたい。（設備課） なお、住宅都市局においては、指摘に基づき平成31年1月までに当該接地線を保護する改善工事を実施した。	本件は、受注者及び職員の接地工事における接地線の保護についての確認不足が原因であると考えています。 また、不可視部分の記録については、国土交通省監修の「営繕工事写真撮影要領・同解説 工事写真の撮り方」に則り撮影する認識が低かったことが、原因であると考えています。 これを受け、平成31年3月1日に「電気技術者研修会」にて、課長が本指摘内容についての研修を行い、本実務を行う職員に再発防止の周知をしました。 加えて、埋設などの不可視部分については、施工方法が判明できる写真等を撮影して担当職員に提出するように、注意喚起文書（令和元年6月1日付け）を工事受注者に対して配布することで周知しました。 今後も研修等を通じて周知していくことにより、工事監理担当職員の適時の確認を徹底するとともに、不可視となる部分に対して、適切な記録を整備するよう受注者を指導してまいります。（設備課）	措置済
2(2)	非常用発電機の燃料配管における圧力試験について 電気工事においては、電気工事仕様書などに基づくこととしている。電気	本件は、当初の施工計画から仕様変更が決定した際に、試験圧力の変更が必要であることに考えが及ばなかったことが原因であると考えています。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	工事仕様書では、ディーゼル発電設備用の燃料系統の配管において、施工した管に燃料の漏れがないか確認する圧力試験は、その配管の最大使用圧力の1.5倍の圧力値で行うことと定めている。 「市東庁舎非常用発電機取替工事」では、非常用発電機の取り替えに伴い、燃料貯蔵槽及び燃料小出槽を設置し、その二槽の間をつなぐ配管及び燃料を送油するためのポンプを設置する工事を行っていた。本件工事はディーゼル発電設備用の燃料系統の工事であったことから、その配管に行う圧力試験の圧力値について確認したところ、当初の施工計画では、大気圧を考慮した0.2メガパスカルで行うこととしていた。しかし、その後仕様変更を行ったため、最大使用圧力が0.5メガパスカルに変更となり、その1.5倍した0.75メガパスカルの圧力値で試験を行う必要があったが、実際の試験は仕様変更前の圧力値で行っており、適切な圧力値による試験が行われていなかった。 当該配管について適切な圧力値で圧力試験を行われたい。また、発電設備の配管工事にあたり、工事監理を行う職員はその設備の仕様を十分に確認し、適切な圧力値による試験が行われるよう受注者を指導されたい。 （設備課） なお、住宅都市局においては、指摘に基づき平成31年1月までに、適切な圧力値で圧力試験を行い、正常な結果を確認した。	これを受け、平成31年3月1日に「電気技術者研修会」にて、課長が本指摘内容についての研修を行い、本実務を行う職員に再発防止の周知をしました。 また、仕様変更した場合の耐圧試験の対応に関する項目をチェックシートに追記し、担当職員が試験時に確認することとし、職場会議において各係長が本実務を行う職員に周知をしました。 加えて、検査・試験について、適正な条件・数値での実施報告を確実に行うよう、注意喚起文書（令和元年6月1日付け）を工事受注者に対して配布することで周知しました。 今後も研修等を通じて周知していくことにより、工事監理担当職員の適時の確認を徹底するとともに、検査・試験については、適正な条件・数値での実施報告を確実に行うよう受注者を指導してまいります。（設備課）	
2(3)	高圧受変電設備における警報装置の施工について 「環境科学調査センター受変電設備取替工事」では、高圧受変電設備の取り替えにあたり、蓄電池を内蔵した警報装置を設置していた。現地の状況を確認したところ、しゅん工時に警報装置の電源を入れ忘れたまま約1年間経	本件は、受注者による試験調整後の機器状態の確認をしていなかったこと及び立ち会った職員による同確認をしていなかったことに起因すると考えています。 これを受け、平成31年3月1日に「電気技術者研修会」にて、課長が本指摘内容についての研修を行い、本実	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	過していた。警報装置は内蔵された蓄電池により作動していたが、蓄電池には充電がなされていない状態であり、さらに蓄電量が低下すると、警報装置が作動しないおそれがあった。 電源を入れ忘れたことは、施工監理以前の問題であり、直ちに当該警報装置の電源を入れ蓄電池の状態を確認されたい。また、高圧受変電設備などの重要な電気設備を設置する工事にあたり、工事監理を行う職員は十分に施工状況を確認し、設備が確実に作動するよう受注者を指導されたい。（設備課） なお、住宅都市局においては、指摘に基づき、直ちに当該警報装置を点検し正常な状態を確認した。	務を行う職員に再発防止の周知をしました。 また、今後の工事監理業務に関し、各種試験調整の方法とその後の機器状態の確認を確実にを行うため、施工時に確認すべき事項をチェックリストとし、職場会議において各係長が本実務を行う職員に運用の周知をしました。 今後も研修等を通じ周知していくことにより、工事監理担当職員の適時の確認を徹底するとともに、工事施工後の引き渡しを確実に実施するよう受注者を指導してまいります。（設備課）	

令和元年監査公表第 1号関係分（令和元年 5月15日公表）

交通局

（令和元年 8月31日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1(1)	後納郵便料金に係る支払方法について 交通局では、若年層の利用促進策として、名古屋市内に在学又は在住の中学 3年生を対象に「中学 3年生応援きっぷ」を配布している。きっぷとあわせてアンケートはがきを送付しており、その返送に係る郵便料金については、料金後納制度を利用し、交通局で負担している。 この郵便料金は、経営企画課にあらかじめ概算で交付された前渡資金で支払っており、平成30年 3月分は、同年4月10日に支払っていた。 平成29年度の予算として前渡資金で支出するには同年度内に支払いを行う必要があるため、平成30年 3月31日までに料金が確定せず、翌年度でなければ支払うことができない支出については、概算で交付された前渡資金以外の方法で行われたい。 （経営企画課、会計課） なお、本件については、会計規程及び事務連絡を改正し支出方法が変更され、必要な措置が講じられた。	（監査期間中に措置済）	措置済
2(1)	固定資産台帳への計上誤り等について 名古屋市交通局会計規程では、財務課長は、固定資産台帳を備えて、局内の固定資産について名称や耐用年数等を整理することとしている。 固定資産台帳を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。 ア 橋りょうの耐震補強や高架構造物補修等に係る資産について、耐用年数を誤って固定資産台帳へ計上していた。	本件指摘事例は、いずれも固定資産異動時の確認不足が原因であったため、平成30年度中に必要な修正を行いました。 また、固定資産の適切な管理について、令和元年 8月19日に開催した課長級会議において財務課長から説明を行うとともに、同日付けで事務連絡を通知することで、再発防止の徹底を図りました。 （財務課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	耐用年数は減価償却費の算定に影響を及ぼすため、固定資産の登録の事務処理を確実に行われたい。 イ 国庫補助を受けて取得し、みなし償却を行っていたバス車両について、補助申請額を過大に積算していたため国庫補助金の一部を返還することとなった事例において、返還対象となったバス車両に対する補助金額を修正すべきところ、返還額相当を「バス車両補助金の返還」という名称の別個の固定資産として計上していた。 バス車両に対する補助金額を修正し、「バス車両補助金の返還」という資産を削除するなど、適正に固定資産台帳を整理されたい。 ウ 自動車運送事業会計から高速度鉄道事業会計へ所管替えした旋盤始め3種類の物品について、「自動車工場資産の所管換えに伴う公金振替（資本分）」という名称の1件の資産としてまとめて計上していた。 このような名称では当該資産がどのような物品か把握できず、また、種類の異なる物品をまとめて計上していると、個々の資産の異動や除却の際の手続が正確に行われないおそれがあるため、内容が把握できるよう固定資産台帳を整理されたい。（財務課）		
2(3)	非常用の照明装置の不点灯について 建築基準法（昭和25年法律第 201号）により、換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置（以下「非常灯」という。）等の特定建築設備等について定期に有資格者による点検を実施させなければならないとされており、交通局では職員及び業務委託により実施している。 平成29年度に実施された定期点検に	（監査期間中に措置済）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	において、複数の施設で非常灯の不点灯という支障の指摘があったため、対応状況を確認したところ、丸の内会館の専用部分においては、平成25年度の時点で既に支障があると指摘があったにもかかわらず、球切れの交換以外の改修が実施されていなかった。 丸の内会館には、社会見学等で多くの児童が来館する市営交通資料センターもあり、非常灯の不点灯は火災発生時の避難に支障をきたすおそれがある。安全・安心に関わる支障については、早急に対応されたい。 （資産活用課） なお、本件については、支障のあった非常灯は全て改修され、必要な措置が講じられた。		
2(4)	資産外備品確認簿の記帳漏れ等について 交通局の資産外備品取扱内規では、購入や寄付、処分等による資産外備品の受払いの都度、資産外備品確認簿（以下「確認簿」という。）に記帳することとしている。 資産外備品について確認簿を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。 ア 駅務課が一括で調達し各駅に配布した車いす乗降用の簡易スロープについて、受払いを確認簿に記帳していなかった。 資産外備品を配布する場合も、適正に受払いを確認簿に記帳されたい。 （駅務課、名城線北部駅務区、鶴舞線駅務区、桜通線駅務区） イ 駅開業時に固定資産に含めて整備された駅務区の給湯用温水器や、固定資産であるバス営業所内の監視システムの一部となっているデジタルレコーダーを更新した際に、資産外備品として確認簿に記帳していた。	ア 本件は、各所属へ資産外備品として確認簿への記帳が必要な旨の連絡を行っていなかったことが原因であったことから、速やかに未記帳の簡易スロープを記帳するとともに、今後は、納品を各管区駅に行い、あわせて、駅務課から各管区駅へ資産外備品として確認簿へ記帳しなければならない旨の連絡を確実に行うよう見直しました。 （駅務課、名城線北部駅務区、鶴舞線駅務区、桜通線駅務区） イ 本件の温水器は、固定資産の修繕として処理すべきところを備品の購入として処理したことが原因であったことから、固定資産の修繕として処理することにより、ただちに資産外備品確認簿を修正しました。 （鶴舞線駅務区） イ 本件は、固定資産の修繕として処理すべきところを備品の購入として処理したことが原因であったことから、固定資産の修繕として処理することによりただちに、資産外備品確認簿を修正しました。	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	固定資産の一部となっている機器の更新は、新たな資産外備品の取得ではなく固定資産の修繕として整理されたい。 （鶴舞線駅務区、猪高営業所御器所分所）	（御器所営業所）	
3(1)	機密情報が含まれる廃棄文書の管理について 各課公所における「情報の保護及び管理の方法に関する定め」では、機密情報が含まれる文書を廃棄する際は、箱に梱包して箱数を記録した上で倉庫等を集積し、箱数が記録どおりであることを確認してから溶解業者に持ち込むこと等を定めている。 機密情報が含まれる廃棄文書の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。 ア 機密情報が含まれる廃棄文書を梱包した箱（以下「溶解文書箱」という。）の現数が記録上の箱数よりも多かったもの （人材育成課、鶴舞線駅務区） イ 記録上は溶解業者に持ち込んだこととなっている溶解文書箱が倉庫に残っていたもの（緑営業所） ウ 溶解文書箱と他の文書の集積場所が区分されておらず、正確な現数が把握できなかったもの （東山線駅務区、軌道事務所） 機密情報が含まれる文書は、情報漏えいを防止するために厳正な管理をする必要があるため、溶解文書箱は発生の都度正確な箱数を記録し、溶解業者に持ち込む前の確認を確実に実施することで、適正に管理されたい。また、溶解文書箱を集積するにあたっては、保存すべき文書を誤って廃棄することのないよう、集積場所を明確に区分されたい。	ア 本件は、記入忘れが原因であったことから、帳簿に箱数をその都度記載すること、溶解文書箱数が帳簿と一致しているかを複数人で確認することを所属職員に周知徹底し、再発防止に努めています。 （人材育成課） ア 本件は、記入誤りが原因であったことから、集積場所に運ぶ都度、溶解文書記録簿に記入するとともに、現数の確認を行うことを徹底いたしました。 （鶴舞線駅務区） イ 本件は、溶解文書箱を溶解業者へ持ち込む際に箱数の確認が不十分であったことが原因であったことから、溶解文書箱が保存すべき文書の箱と混在しないよう、従来の倉庫とは別の部屋に専用の保管場所を設け、箱数の確認が確実に行えるよう改善を図りました。（緑営業所） ウ 本件は、適正な文書保管に対する認識が不足していたことが原因であったことから、ただちに、線を引いて保管場所を明確に区分する表示を行いました。（東山線駅務区） ウ 本件は、適正な文書保管に対する認識が不足していたことが原因であったことから、今後は保管場所に貼紙を掲示し、線を引いて保管場所の仕切りを明確にするとともに、機密情報が含まれる廃棄文書について適切に管理します。（軌道事務所）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
3(2)	DVDコーナーにおける録画したテレビ番組の閲覧について 著作権法（昭和45年法律第48号）では、行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合、著作物を複製することができる」とされている。 乗客誘致推進課が所管する市営交通資料センターにおいては、本市の交通事業に関連する資料を収集及び保存しており、DVDコーナーにおいて映像資料を閲覧できるようにしている。映像資料には、交通事業を紹介するテレビ番組を録画したものが含まれていた。 録画番組を資料センター利用者に閲覧させることは、行政目的のための内部資料としての利用には該当しないため、閲覧させるには著作権者の許可が必要である。しかし、テレビ局等からの許可を得た事実は確認できなかった。 DVDコーナーにおける録画番組の閲覧については、早急に制限されたい。（乗客誘致推進課） なお、本件については、DVDコーナーにおける映像資料の閲覧は休止され、必要な措置が講じられた。	（監査期間中に措置済）	措置済

令和元年監査公表第 1号関係分（令和元年 5月15日公表）

子ども青少年局・区役所・財政局

（令和元年 8月31日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1(1)	債権管理については、名古屋市債権管理条例、名古屋市債権管理条例施行細則及び債権管理・回収の手引き等（以下「債権管理条例等」という。）で取扱いを定めている。債権管理条例等では、債権について、管理台帳（以下「債権管理台帳」という。）を整備し、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して書面により督促することとされているほか、債権の金額や督促状の発付日、債務者との交渉の経過を記録することなどが定められている。 民間保育所保育料の債権管理について 区民生子ども課では、民間保育所を利用する子どもの保護者から保育料を徴収している。民間保育所保育料の債権管理については、債権管理条例等のほか、子ども青少年局において保育料（民間保育所分）滞納整理事務の手引き（以下「手引き」という。）が定められており、債権管理台帳に経過を記録する際は、滞納処分を行う場合の重要な判断材料となること等を踏まえ、滞納原因や催告の過程、折衝内容など債務者に関する情報を詳細に記載することとされている。 また、督促状については、手引きによれば当面の間は保育企画室が民間保育所保育料の収納データを活用して全市分を作成し、区民生子ども課が発付することとされている。 民間保育所保育料の債権管理について調査したところ、昭和区民生子ども課において、督促状が発付されていない事例が見受けられた。これは、保育企画室において過年度分の債権に係る督促状の作成が一部漏れており、昭和	本件は、督促状を作成する際のシステムへの入力誤りにより、過年度分の債権の一部について督促状の作成が漏れていたものです。 督促状の発付状況について他区の状況確認を行い、昭和区の事例をはじめ未作成となっていた全ての督促状について、平成31年 3月に作成し、関係区に送付しました。 また、事務処理を行う際の手順書にチェック項目を加え、漏れないよう適切に督促状の作成を行っています。 （保育企画室） 本件は、保育企画室において過年度分の債権に係る督促状の作成が漏れており、昭和区民生子ども課においても発付状況を確認していなかったことによるものです。 平成31年 3月に保育企画室が作成した督促状を債務者に発付しました。また、債権管理台帳により定期的に督促状の発付状況を確認するよう事務を見直しました。 債権管理台帳への債務者との折衝内	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	区民生子ども課においてもその事実が気が付かなかったことによるものであった。また、債権管理台帳の欄外などに債務者からの電話や来庁の事実を記録するのみで、折衝内容などが記載されていなかった。 保育企画室においては、他区においても同様の事例がないか確認を行うとともに、今後は督促状を漏れなく作成されたい。 昭和区民生子ども課においては、督促状の発付状況について適切に把握し、債務者に対して漏れなく督促状を発付されたい。また、債権管理台帳に債務者との折衝内容等を詳細に記載されたい。 （保育企画室、昭和区民生子ども課）	容等の記載については、平成30年12月に職員向けの研修を行い、「保育料滞納整理事務の手引き」に基づき適正に行うよう徹底しました。 （昭和区民生子ども課）	
1(2)	児童手当等の返還金の債権管理について 児童手当、児童扶養手当及び名古屋市ひとり親家庭手当等（以下「児童手当等」という。）について、所得更正などにより支給額が遡及して変更された場合には、過払い分の返還を求めることとされている。この児童手当等の返還金の債権は非強制徴収公債権であり、債務者による時効の援用を要せず、時効により債権は5年で消滅する。 児童手当等の返還金の債権管理について、子ども未来企画室においては、区民生子ども課からの報告に基づく納入通知書の作成や不納欠損処分などの調定処理、福祉総合情報システム（以下「システム」という。）による督促状の作成などを行い、区民生子ども課においては、納入通知書の送付や督促状の発付、文書催告及び債務承認書の徴取といった債務者への対応などを行っている。 児童手当等の返還金の債権管理について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。	ア 本件は、児童手当等の不納欠損処分について、本庁所管課である子ども未来企画室が行っていますが、時効の完成時期の確認が不十分であったことが原因です。 そのため、平成31年3月以降は、各区・支所に対し、不納欠損処分となる債権について報告を求めることとしました。 その上で、報告のあった債権を子ども未来企画室が改めて確認し、不納欠損処分を行うこととしています。 （子ども未来企画室） イ 返還請求を行った債権額の誤りについては、時効に係る適正な事務処理についての認識不足が原因です。 指摘の事例については、既に不納欠損処理を行っているため、今後債権額の誤りが判明した場合には、速やかに適正な処理を行います。 また、研修等の場を通じて区民生子ども課も含め担当職員に情報共有を行い、同様の事例の発生防止を図りました。 （子ども未来企画室） ウ 本件は、電話など書面によらない	措置済 措置済 措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	ア 消滅した債権の不納欠損処分が当該会計年度に行われていないもの 不納欠損処分は、決算の正確性に関わる重要な手続であるため、債権が消滅した会計年度中に実施されたい。 （子ども未来企画室） イ 債権額の誤りの修正処理が行われていないもの 既に消滅時効が完成している期間を含めて返還請求していた事案について、債権額の誤りが判明した後の修正処理が行われていなかった。 債権額の誤りが判明した場合には、速やかに修正処理を行ったうえで、債務者への修正額の通知を行われたい。 （子ども未来企画室） ウ 債務承認書の受理記録が適正に管理されていないもの 返還債務の存在を債務者が確認する債務承認書を受領していないにもかかわらず誤ってシステムに債務承認日が記録されている事例や、債務承認書を受領しているにもかかわらずシステムに債務承認日が記録されていない事例が見受けられた。 債務承認書は、債権管理上、消滅時効の起算日を確認するための重要な証拠書類であることから、受理記録については適正な管理を徹底されたい。 （千種区民生子ども課、昭和区民生子ども課、守山区民生子ども課、名東区民生子ども課） エ 債務者への返還請求が行われていないもの 過払い金が発生した旨の報告が区民生子ども課から子ども未来企画室に対して行われていなかったことにより、納入通知書が作成されず、債務者への返還請求が行われていない事例が見受けられた。 過払い金が発生した旨の報告を確	方法のみで返還の意思表示があった場合に、誤ってシステムに債務承認日を入力したこと、債務承認書を受領したにもかかわらず、システムへの債務承認日の入力を失念したこと等が原因です。 指摘の事例については、平成31年1月までにシステムへの修正入力を行いました。 適正な事務処理について課内で確認を行うことで、再発防止を図りました。 （千種区民生子ども課、昭和区民生子ども課、守山区民生子ども課、名東区民生子ども課） エ 本件は、過払い金が発生した際に、子ども未来企画室へ債権発生報告書の提出を失念したことが原因です。 指摘のあった事項については、平成31年1月に子ども未来企画室に債権発生報告書を提出し、納入通知書を債務者に対し送付しました。 また、適切な処理を職員に周知徹底し再発防止を図りました。 （名東区民生子ども課） オ 本件は、債権管理台帳の作成を失念したもの、また、文書催告の実施状況について、システムへの入力を失念していたものです。 平成30年12月に、作成が漏れていた債権管理台帳を全て作成し、文書催告の実施についての適正な記録を行いました。 また、適切な処理を職員に周知徹底し再発防止を図りました。 （名東区民生子ども課）	措置済 措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	実に行われたい。 （名東区民生子ども課） オ 債務者との交渉記録や催告の実施状況が適正に管理されていないものの 経過を記録する債権管理台帳が作成されていない事例や、文書催告の実施状況がシステムに誤って記録されている事例が見受けられたため、適正な管理を行われたい。 （名東区民生子ども課）		
2(1)	24時間緊急一時保育事業補助金について 本市では、市内 2箇所の民間保育所において、突発的な保護者の病気・就労等で緊急に保育が必要となった場合に24時間 365日子どもを受け入れる24時間緊急一時保育事業が実施されている。保育企画室では、24時間緊急一時保育事業補助金交付要綱を定め、24時間緊急一時保育事業を実施する法人（以下「実施法人」という。）からの申請に基づいて、人件費や管理費などに対して補助金を交付している。 この補助金の交付事務について調査したところ、保育企画室が補助金交付申請に係る実施法人に対する事前の通知文において、人件費の算定に係る事業実施日数を実際よりも 1日多い 366日と示していたため、その内容に沿って補助金交付申請がなされ、人件費が 1日分過大に算定される結果となっていた。 保育企画室においては、補助金額の算定に誤りが生じないよう適正な補助金交付事務を徹底されたい。 （保育企画室）	本件は、人件費の算定に係る事業日数は 365日であるところ、うるう年の際に 366日で積算したものを修正することを失念し、事業者に誤った積算方法を通知したため、1日多い 366日で積算された補助申請があり、また、審査も不十分であったため、そのまま 366日で交付決定したものです。 事業終了後に提出された適正な実績報告に基づき、過大算定されていた金額について精算を行いました。 今後は、交付申請内容を厳正に審査し、適正な補助金の交付手続きを実施します。 （保育企画室）	措置済
2(2)	保育環境向上促進事業等補助金について 本市では、保育環境向上促進事業等実施要綱（以下「保育環境向上事業要	本件は、補助金交付申請に対する審査が不十分であったことが原因です。 事業計画が記載されていない事例については実績報告書の内容により、ま	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	綱」という。）に基づき、民間保育所等が子どものアレルギーへの対応事業を実施した場合は、民間保育所等に対し補助金を交付している。 保育環境向上事業要綱によれば、補助金の申請者は、補助金交付申請書に事業計画を記載することとされている。また、4月1日現在の食物アレルギーを有する子どもの数が11人以上の場合は、補助金を加算して申請することができるとされており、その際は、当該児童が食物アレルギーを有することを医師が証明する書類の写し等（以下「証明書類」という。）を添付しなければならないとされている。 補助金交付申請書を確認したところ、事業計画が記載されていない事例や証明書類が不足している事例が見受けられた。 保育企画室においては、より厳正に審査し、適正な補助金交付手続を実施されたい。（保育企画室）	た、不足していた証拠書類については保育所等から追加提出があり、それぞれ補助の要件を満たすことを確認しました。 補助金交付申請に対する審査について、申請の時点で、補助対象事業が実施されることを確認し、また、交付申請書及び添付資料についてより厳正に審査し、適正な補助金の交付手続を実施します。（保育企画室）	
3(1)	一時保護児童の入院時付添い介護委託契約について 児童福祉法（昭和22年法律第164号）によれば、児童相談所長は、児童の一時保護を行うか又は適当な者に委託して児童の一時保護を行わせることができるとされている。児童相談所長が、一時保護すべき児童について入院治療が必要であると判断する場合は、医療機関を委託先として一時保護を実施することとしているが、児童の病状等によっては、委託先の医療機関から付添い人による介護を求められる場合があり、児童福祉センター中央児童相談所及び東部児童相談所では、家政婦紹介業者等に入院時付添い介護業務を委託している。 また、委託する際の情報の取扱いについては、名古屋市情報あんしん条例に定めがあり、受託業者に対して情報の取扱いに関する注意項目を書面で交付するなどの方法により示さなければ	本件は、付添い介護の依頼時に口頭にて業務内容を確認しており、個人情報等の管理等含め書面を交わすという認識がなかったことに起因するものです。令和元年度の委託契約より、入院児童に関する情報の取扱いについての記載を含む「要保護児童にかかる付添い看護業務委託仕様書」を作成し、業務委託を実施するよう見直しました。（児童福祉センター、東部児童相談所）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	ならないとされている。 入院時付添い介護委託にかかる支出関係書類を確認したところ、いずれの児童相談所においても、業務仕様書等が存在せず、受託者が履行すべき業務内容等が不明確となっていた。また、入院児童に関する情報の取扱いについて示されていなかったほか、児童の病状が急変した場合など緊急時に受託者が取るべき行動について、口頭では受託者に通知されていたものの、明文化されていなかった。 一時保護という重要な期間中であることに鑑み、各児童相談所の業務を調整する児童福祉センター中央児童相談所においては、標準的な業務仕様書等を定め、各児童相談所でより適正な業務委託契約を締結されたい。 （児童福祉センター、東部児童相談所）		
3(2)	委託契約の監督及び検査について 地方自治法では、請負契約や物件の買入れなどの契約を締結した場合は、契約の適正な履行の確保又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないとされている。 検査については地方自治法施行令において、契約書、仕様書及び設計書等の関係書類に基づいて、行わなければならないとされている。 委託契約における監督及び検査手続について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。 ア 給食業務委託契約の仕様書に定める従業員名簿が未提出であるにもかかわらず、提出を求めていなかったもの（東部児童相談所） イ 母子家庭等就業支援センターの運営業務委託契約の仕様書に配置を定めるキャリアカウンセラー等の有資格者について、資格証等による確認を行っていなかったもの	ア 本件は、委託業者から提出される勤務表により従業員の把握をしていましたが、仕様書に定める従業員名簿の提出について、委託業者に求めることを失念していました。 指摘を受け、平成30年11月に、委託業者から従業員名簿の提出を受けました。（東部児童相談所） イ 本件は、委託契約の仕様書に定めるキャリアカウンセラー等の有資格者の配置について、履行確認についての認識が不十分であったことが原因です。 令和元年度の委託契約より、有資格者の職員配置状況について関係書類の提出を求める事項を仕様書に定めるとともに、提出された資格証明書等により仕様書のとおり職員が配置されていることを確認いたしました。（子ども未来企画室）	措置済 措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	（子ども未来企画室） 東部児童相談所及び子ども未来企画室においては、契約の適正な履行を確保するため、仕様書に基づく監督及び検査を徹底されたい。さらに、イの事例については、資格証等の写しの提出を仕様書に明記されたい。		
3(3)	産業廃棄物の処分について 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「産業廃棄物処理法」という。）では、事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。また、事業者が産業廃棄物処理法第2条第4項に該当する廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）の運搬や処分を他人に委託する場合は、当該委託契約に係る産業廃棄物の種類や数量等を記載した産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付しなければならないこととされている。 また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）では、産業廃棄物処理の委託契約を行う場合は、契約を書面により行うこととされている。 不用備品の処分について調査したところ、以下の事例が見受けられた。 ア 処分した事務机等が、産業廃棄物に該当するという認識がなく、マニフェストの交付及び書面による契約が行われていなかったもの （児童福祉センター） イ 産業廃棄物に該当する玩具等の処分について、マニフェストの交付が行われていたものの、書面による契約が行われていなかったもの （北部地域療育センター） 産業廃棄物の処分については、他局の定期監査においても再三指摘してい	ア、イ 本件は産業廃棄物処理に対する認識不足が原因であったことから、関係職員で「産業廃棄物の手引き（名古屋市環境局廃棄物指導課作成）」を供覧し、課内で不用物品の適正な処分方法について周知徹底しました。 また、令和元年7月18日に子ども福祉課主催の産業廃棄物の処理手続きについての研修に関係職員が出席しました。併せて研修資料を関係職員で供覧し、今後の再発防止を図りました。 （児童福祉センター、北部地域療育センター）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	るところである。排出事業者としての責務を認識し、廃棄物処理法等に基づき適正に処理を行われたい。		
3(4)	随意契約を締結した場合における公表について 名古屋市契約事務手続要綱によれば、地方自治法施行令及び名古屋市契約規則の規定により予定価格が一定の金額の範囲内の場合に行うことのできる随意契約以外の随意契約を締結した場合には、契約相手方の選定理由等について公表することとされている。 随意契約の公表の状況について調査したところ、保育企画室、青少年家庭課及び放課後事業推進室において、契約の性質上、競争入札に適さないなどの理由により随意契約を締結しているにもかかわらず、公表手続が行われていない事例が散見された。 保育企画室、青少年家庭課及び放課後事業推進室においては、契約事務の透明性を確保するため、名古屋市契約事務手続要綱に基づき適正に公表手続を行われたい。 （保育企画室、青少年家庭課、放課後事業推進室）	本件の原因は、公表済か否かについて、担当交替の際に適正な引継ぎが行われなかったことです。 未公表であった事例については、平成31年 2月に名古屋市契約事務手続要綱に基づく公表手続を行いました。 また、契約締結の決裁等の手続きと合わせて公表様式等を作成し、契約の都度公表手続きを実施するよう改めました。 （保育企画室） 本件は、当該契約が公表未済であることが年度替わりの引継ぎで漏れてしまったことが原因です。 未公表であった事例については、平成31年 1月に公表手続きを行いました。 また、公表済か否かにより、公表資料を区分して保存することとし、年度替わりの引継ぎについても徹底していくよう再発防止を図りました。 （青少年家庭課） 本件は、公表済か否かについての確認不足が原因です。 未公表であった事例については、平成31年 1月に公表手続きを行いました。 また、事業担当者及び係長の二重確認を行うことで、今後確実に公表手続きを実施するよう見直しました。 （放課後事業推進室）	措置済
4(2)	営業用乗用自動車乗車券の管理について 子ども青少年局では、公所における営業用乗用自動車（以下「タクシー」という。）の利用について、各公所の作成するタクシー利用要項に定められており、出納簿によりタクシー乗車券	ア タクシー乗車券については、各係で出納簿を作成し、管理していましたが、子ども福祉課から相談課として受け入れた時点では出納簿による管理を行っておりませんでした。 指摘を受け、相談課の出納簿を作成し、未記載だった 160枚のタクシ	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	の管理を行い、利用の際には出納簿による課長の許可を得ることとされている。また、タクシー乗車券の紛失や盗難を防ぐため、定期的に現在高を出納簿と照合して確認することとされている。 ア 児童福祉センター中央児童相談所相談課における管理について 子ども福祉課からタクシー乗車券を受け入れた際は、全て出納簿に記載する必要があるところ、160枚のタクシー乗車券が出納簿に記載されていなかった。 また、平成30年9月中旬から同年10月末までの期間における約40件の利用について、出納簿による相談課長の許可を受けていなかった。 受け入れたタクシー乗車券は全て出納簿に記載すること及び利用にあたっては出納簿による相談課長の許可を受けることを徹底されたい。 （児童福祉センター） イ ひばり荘における管理について 出納簿の現在高の欄が記入されておらず、実数との照合ができない状態にあったため、適正に管理されたい。 （ひばり荘） なお、平成28年9月に公表された子ども青少年局の定期監査において、本庁全課室でタクシーの利用についてその都度決裁を行わず事後決裁としており、出納簿による管理が形骸化していたことを指摘した。これについては改善が確認されたが、今回の監査では公所において現在高の管理の不備と利用許可の漏れが見受けられたことから、総務課においては各公所に対しタクシー乗車券を適正に管理するよう周知徹底を行われたい。 （総務課）	一乗車券については、平成30年12月に出納簿に記載しました。 また、未許可だった約40件分の利用については、平成30年12月に許可を行いました。本件は、「中央児童相談所営業用乗用自動車の利用要項」で定める利用手続に対する認識不足が原因であったことから、出納簿等で許可を受けることを徹底するよう、タクシー乗車券の利用方法を職員に周知しました。 （児童福祉センター） イ 出納簿と現在高の照合を行う必要性についての認識が不足していたため、出納簿に現在高を記載していませんでした。 指摘を受け、平成30年11月に出納簿にタクシー乗車券の現在高を記入し、毎月タクシー乗車券の実数と利用簿の現在高の照合を行っています。 （ひばり荘） 指摘を受け、平成31年1月に所管課を通じて各公所に、同年4月には本庁各課室に対し総務課長名で通知を行い、タクシー乗車券の適切な管理を行うよう注意喚起を行いました。 今後も、毎年4月に同様の注意喚起を行う予定です。 （総務課）	措置済 措置済
5(1)	ソフトウェア資産管理及び情報セキュリティ対策について 本市では、ソフトウェアのライセン	ア 本件はソフトウェア資産管理及び情報セキュリティ対策の対象となるパソコンについての認識不足が原因	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	ス違反の防止等を目的として、「情報システム導入・運用ガイドライン（ソフトウェア資産管理編）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、課公所ごとにパソコン台帳やソフトウェア管理台帳などを整備し、少なくとも年1回、ソフトウェア資産の棚卸を実施することとされている。 また、名古屋市情報あんしん条例施行細則（以下「施行細則」という。）によれば、各課公所においては、設置する全てのパソコンのウイルス対策を行うこととされている。 さらに、名古屋市情報あんしん条例施行規程（以下「施行規程」という。）によれば、記録媒体については、盗難等による情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため必要な措置を講ずることとされている。 ソフトウェア資産管理及び情報セキュリティ対策の実施状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。 ア 管理台帳への登載が行われていないパソコンがみられたもの （児童福祉センター、ひばり荘） イ OS（Operating System）のアップデートなどによるウイルス対策が行われていないパソコンがみられたもの （児童福祉センター、ひばり荘、北部地域療育センター） ウ NAS（Network Attached Storage：ネットワークに接続された記憶装置）の盗難防止対策が行われていなかったもの （東部児童相談所） ガイドライン、施行細則及び施行規程に反した運用が散見されることから、ソフトウェア資産管理及び情報セキュリティ対策を徹底されたい。	であることから、関係職員に周知徹底を図り、対象のパソコンについては平成31年2月に管理台帳へ登載しました。 （児童福祉センター、ひばり荘） イ 本件は、インストール済のセキュリティソフトを機能させていなかったため、機能させました。 また、OSのアップデートについては毎月確認を行うこととしました。 （児童福祉センター） 本件は、インターネットに接続していないパソコンについてのウイルス対策が不要であると誤認していたものです。 ウイルス対策を行っていなかったパソコンについては、平成31年2月にセキュリティソフトを購入し、ウイルス対策を行いました。 （ひばり荘） 本件は、ウイルス対策に対する認識不足が原因であったことから、「電子情報保護ハンドブック（総務局行政改革推進部情報化推進課作成）」を供覧し、職員に周知することで再発防止を図りました。指摘のあったパソコンについては、平成31年3月にセキュリティソフトを購入し、セキュリティ対策を実施しました。 （北部地域療育センター） ウ 本件は、NASを収納しているラックがリース物件であるため、鍵を付けるなどの加工はできないと認識しておりました。 指摘を受け、リース事業者から許可を得て、ラックに施錠ができるよう平成31年1月に金具及び南京錠を設置しました。（東部児童相談所）	措置済 措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
5(2)	施設管理用カメラの管理規程の整備について 「名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針」によれば、事故防止、犯罪の防止、入退室者の監視等を目的とする管理用カメラを設置する場合、録画方法、録画画像の保存期間及び閲覧権者等を定める施設管理用カメラの管理規程を、施設管理者ごとに整備するとされている。 この管理規程の整備状況を調査したところ、ひばり荘において、施設管理用カメラを設置しているにもかかわらず、管理規程が整備されていなかったため、個人情報の適正な取扱いの観点から、直ちに整備を行われたい。 （ひばり荘） なお、監査期間中に管理規程の整備が行われ、必要な措置が講じられた。	（監査期間中に措置済）	
5(3)	保育所等の利用者決定に係る決裁及び記録の整備について 保育所等の利用者決定については、子ども・子育て支援法等に関する事務取扱要綱及び保育事務の手引き（以下「支援法事務取扱要綱等」という。）でその取扱いを定めている。 支援法事務取扱要綱等によると、区民生子ども課では、あらかじめ就労形態や世帯の状況に応じて定められた利用調整基準に従って保育の必要性を判定し、その順位結果に基づいて、民生子ども課長が決裁し利用者決定を行うこととされている。 順位付けの過程において、保育の必要性が同程度で並んだ場合は、施設との近接性や祖父母の状況等のより詳細な要素を考慮して利用者決定を行うこととされており、その場合は判断過程を記録しなければならないとされている。 利用者決定に関する書類を確認したところ、以下のような事例が見受けら	ア 利用者決定に係る決裁手続きについては、利用者決定の際及び利用決定の通知を申請者に送付する際に課長による決裁を行います。その一部について決裁書の作成を失念していたものです。 利用者決定に係る決裁手続きについて、適正な事務処理を行うよう課内で確認しました。 （中村区民生子ども課、 昭和区民生子ども課、 熱田区民生子ども課、 守山区民生子ども課） イ 保育の必要性が同程度で並んだ場合は、課内において利用調整基準に基づき協議の上で利用者を決定していますが、その判断過程等を書面で記録する必要性について認識が不足していました。 判断過程等を明確にするため、各申込者の状況、決定理由を記載した書面を作成し、決裁書に添付した上	措置済 措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	れた。 ア 利用者決定に係る決裁書の一部が作成されておらず、民生子ども課長による意思決定がなされていないもの （中村区民生子ども課、昭和区民生子ども課、熱田区民生子ども課、守山区民生子ども課） イ 保育の必要性が同程度で並んだ場合において、利用者決定に係る判断に用いた資料は保存されているものの、判断過程が記録されていないもの （中村区民生子ども課、守山区民生子ども課） 保育所等の利用者決定は、子どもや保護者に大きな影響を与えるものであり、適正な決定手続を行うとともに、判断過程を明らかにしておくことによって透明性が確保される。 区民生子ども課においては、支援法事務取扱要綱等に従い、適正な利用者決定事務を徹底されたい。	で、課長が決裁するよう改めました。 （中村区民生子ども課、守山区民生子ども課）	

令和元年外部監査公表第 2号

地方自治法第 252条の38第 6項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和元年11月19日

名古屋市監査委員	中 里 高 之
同	橋 本 ひろき
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

平成31年外部監査公表第 1号関係分（平成31年 2月15日公表）

住宅都市局・緑政土木局

（令和元年 8月31日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 4 章 第 1 節 3(4)	第 1 オアシス 2 1 3 指定管理業務の収支内容について (4) まとめ 名古屋市においては、栄公園振興株式会社から、事業計画の時点で、指定管理料の内訳（各業務項目ごとの金額）が示され、事業報告でも示されているが、実際に各業務の内容を確認し、その業務に対応した金額が計上されているかの確認が十分でなく、今後、その確認が必要である。	本件は、業務項目ごとの支出状況が分かる書類の提出を求めているが、各業務に計上されている金額の妥当性について、十分な確認ができておりませんでした。 今後は、栄公園振興株式会社から再委託先事業者との契約金額の内訳等について、指定管理期間中を通じた報告を義務づけ、指定管理料の内訳の詳細を確認することとしました。 （住宅都市局都心まちづくり課）	措置済
第 4 章 第 1 節 3(4)	第 1 オアシス 2 1 3 指定管理業務の収支内容について (4) まとめ 名古屋市は、栄公園振興株式会社から、四半期ごとに業務報告を受けているが、実際は、第 2四半期から、公園部分、バスターミナル部分の予定額（事業計画で示されている予算額）のいずれについても、そのうちの、修繕費、光熱水費の予定額が、第 2四半期から変更になっている。 1 名古屋市がその変更（誤り）に気付いていないとすれば、名古屋市と栄公園振興株式会社との間の緊張感がないこと、修繕費と光熱水費の予定額のうち、実際に要した光熱水費の残金の範囲で修繕を行っていることから、修繕費と光熱水費の間の割り振りに関心がなかったことが原因として考えられる。 予定額は、各項目の執行残額を確認するためにも必要であり、当然、確認されるべきもの	指定管理者から提出された業務報告書の記載内容に誤りがあり、市においても業務項目ごとの収支状況など、確認が不十分でありました。そのため、チェックリストを作成し、確認する担当者を増やすことで体制の強化を図りました。 また、栄公園振興株式会社に対しては内部管理体制の強化を指導し、決裁回議ルートに内部監査担当者を入れることにより確認する担当者を増やすことや、管理業務担当者以外の者が書類を確認することの措置が講じられています。 （住宅都市局都心まちづくり課）	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	であり、従前の確認態勢を改める必要がある。 2 執行状況をみたうえで、予定額が変更になっているのに気づけば、その点を指摘し、原因などを協議する必要がある。		
第 4 章 第 1 節 4(1) オ	第 1 オアシス 2 1 4 修繕行為について (1) 修繕工事実施までの流れ オ 栄公園振興株式会社においては、基本協定のなかで、名古屋市との間の事前承諾が必要な修繕行為については、書面で協議を求めるべきであって、協定において、その必要性が排除されていない限り、手続を履践すべきである。	修繕工事を実施する場合は書面による事前協議を行うこととしておりますが、「急を要する場合」については基本協定第15条第 2項により、事前協議を省略できる取扱いとしています。指摘のあった修繕工事については、「急を要する場合」であるとして事前協議を求めておりませんでした。その判断基準が明確ではありませんでした。 今後は、「急を要する場合」は、例外的な取扱いとして厳格に運用することとし、「施設の利用や安全管理に支障がある場合」などに限定するとともに、手続きにおいても従前から実施している事前の口頭協議に加え、事後の書面提出を義務付けました。 （住宅都市局都心まちづくり課）	措置済
第 4 章 第 2 節 6(2)	第 2 久屋大通公園久屋大通庭園（フラリエ） 5 中庭に設置されているテント及びテーブル、椅子の取扱い (2) ガーデンキッチンフラリエの取扱い 市は、許可時の原則に立ち返り、指定管理者に対し、日中のテント等の管理において、公園の効用を害さぬよう、営業用設備を人目に見えないスペースに移動させるなどさせ、不特定多数の公園利用者が自由に利用できる無料休憩所の実質的形態を備えるべく指導をするべきである。	指定管理者に対して営業用施設を移動させるなどの指導を行い、無料休憩所として利用できるよう改善させました。 （緑政土木局緑地管理課、緑地維持課）	措置済

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和元年11月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 対象区域

名古屋市熱田区桜田町1502番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

土地改良区の役員の就任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区の役員が次のように就任した旨の届出がありました。

令和元年11月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 富田町土地改良区

(1) 就任役員

理事 岡田 和幸 名古屋市中川区江松五丁目2012番地

名古屋市緑政土木局都市農業課